

白

やまなし

風
の
治
の



特集

市町村の自主研究

巻頭随想

市町村リレー
まちづくり夢づくり

苦言提言

がんばっていま～す。
電子自治体コーナー

9

Vol.26
September
2009

シリーズ ま・ち・自・慢 忍野村



～「八つの海」と呼ばれる聖なる湧水池 天然記念物日本名水百選【忍野八海】～

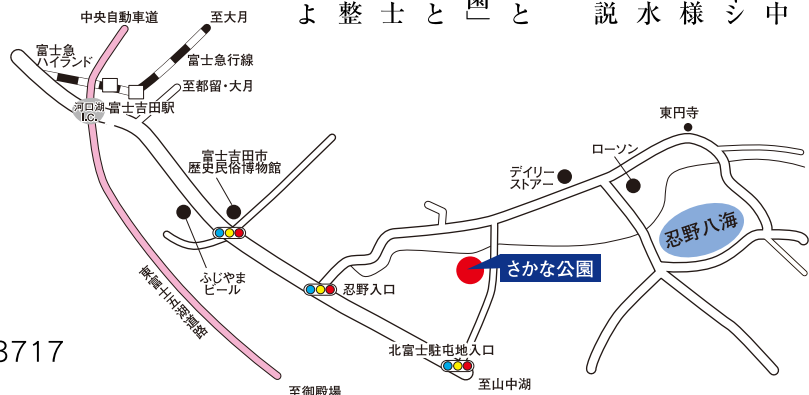


『忍野村といえは忍野八海』年間80万人もの観光客が訪れます。忍野八海の水は、どこまでも透き通り、深みを覗くと驚くほど青く、富士山に降った雨雪が20年以上かけて山体の火山岩の下をくぐって大地に湧きだしています。

忍野八海は、出口池・お釜池・底抜池・銚子池・湧池・濁池・鏡池・菖蒲池の八つの湧水から成っています。八つの池は様々な由来があり、なかでも湧池は、逆円錐状をした池で、湧水量と景

観は八海の中でも随一。池の中心から湧き出る地下水でセキシヨウモがあらわれ、ひるがえる様子は見事です。溶岩の間から水が湧き出し池になったとの伝説が残されています。

さらに、忍野村には、「水と森のテーマパーク」「さかな公園」があり、魚や森とふれあうことができ、園内には、川や池、富士山の湧水による小さな滝が整備され気軽に水と親しめるようになっています。



お問い合わせ先

忍野村観光協会

〒401-0592

山梨県南都留郡忍野村忍草1514

TEL:0555-84-4222 FAX:0555-84-3717

e-mail:guide@oshino.jp

白 治 の 風

Content

やまなし

まち自慢	忍野村	
巻頭随想	信頼と協働のまちづくり 大月市長 石井由己雄	02
市町村リレー	市川三郷町	04
苦言提言	枠を超えて、みんなで地域作り 日本銀行監事 増川道夫	08
特集 「市町村の自主研究」		09
特集1 代替バスの運行形態に関する調査研究		10
特集2 都留市職員ブランディング導入研究会の研究について		14
特集3 まち歩きでまちづくり		18
特集4 山梨市協働によるまちづくりの推進事業		22
自治 Q & A		26
がんばっていま～す。		28
電子自治体コーナー		30
市町村振興協会たより		32
はつらつ!!市町村職員		

編集後記

Yamanashi JICHI no KAZE Vol.26 September.2009



■表紙写真 内船歌舞伎『吉例曾我対面の場』

南部町内船に伝わる村芝居、それが内船歌舞伎です。始まりは江戸時代中期、江戸からの旅人が身延山参詣の帰路に歌舞伎を伝授したと云われています。

現在では町の無形民俗文化財に指定され毎年12月に定期公演も行われており、今年は南部町文化ホールで12月6日(日曜日)に上演されます。

今年の演目は

- 三番叟 ○絵本太功記十段目一尾崎の場
- 御所桜堀河夜討一弁慶上使の段

の3本が演じられます。

200年来の伝統を持つこの内船歌舞伎をぜひご覧頂きたいと思います。

【南部町提供 撮影:木下進巨】

時の人

TOKI no HITO Man & Woman

— 歩くをキーワード —

プラス千歩で健康づくり

みなさんは自分が普段1日どのくらい歩いているかご存知でしょうか？

甲州市民の主な移動手段は車であり、1日の平均歩数は全国平均よりも約1500歩程度少ない状況です。「歩かない、からだを使わない」ことからくる運動不足が生活習慣病を引き起こす要因といわれています。「一般的に運動＝スポーツと思いがちですが、身体活動(＝エネルギーを消費する全ての動きのこと)には、運動だけでなく、生活活動(＝運動以外の活動で、家事や育児なども含まれる)も含まれます。甲州市では、この「生活活動」に着目して、日常生活の中でまめにからだを動かすことで、より楽しみながら歩数が増やせて、健康づくりにつながるように「チャレンジ プラス1000歩」という事業を実施しています。この事業では、参加者に万歩計を朝起きて夜寝るまで付けて、まず普段の歩数を知ってもらいます。そして、普段の歩数に1日1000歩プラスすることを目標に、5週間まめに動くことにチャレンジ。まめからだを動かすことは、運動と同じ効果があり、時間的余裕がない人も歩数不足の解消につながります。今後も更なる「健康なまちづくり」の推進に向け、まちを歩く市民が増加していくよう取り組んでいきたいと思えます。



小泉今日子さん
Kyoko Koizumi
(甲州市健康増進課 保健師)

巻頭

随想

大月市長 石井由己雄

信頼と協働のまちづくり

[ZUISOU] 26

YAMANASHI
JICHI no KAZI 2009

信頼される市政の推進

私は、民間企業の経営者から市政の経営者として、二年前に大月市長に就任いたしました。市政運営に取り込む「基本姿勢」は、就任以来一貫して、「公正、公平、奉仕の精神」に徹し、「市民に信頼される市政」の推進と、市民にとって「暮らしやすいまち」、そして「住んでみたいまち」大月市の実現であります。

そのために、まず、重点施策として取り組んでいることが、適正な情報を市民に開示し、それらに対して、市民がどう考え、何を求めているのかを的確に把握するため、市民の声を聞く

機会として、各地域を巡回してテーマを定めた地区対話を開催しております。

昨年度は、市内十会場で延べ八百人の市民にご参加をいただき、最大の行政課題である「市立中央病院の健全化」について話し合いました。

対話の中で感じたことは、行政からの情報が少ないと、マイナスマ面の憶測や噂が先行してしまうということです。病院の現状については、院長からも参加者に説明していただき、対話を深めていく中で、「市立病院は、市民が支えていくもの」という意識に変わり、最後には「協力できることは、協力する」という言葉までいただくこ

とができました。

また、会場に足を運べない市民もおりますので、それらの方々からの意見も幅広く汲み上げる必要があると考え、今年度から広報誌に「市長への手紙」とし込み、来年三月まで有効として、市政への意見や提言をいただいているところです。

四月から現在まで八十通を超える手紙が届いており、六十代、七十代の方からの意見が多くなっておりますが、若い世代からも貴重なご意見が寄せられております。これらの手紙にはすべて目を通し、できる限り早期に回答することで、市民との信頼関係を構築していけるものと考えてい

ます。

こうした活動を通して、少しずつではありますが、市民が行政に関心をもち、より積極的に「まちづくり」に参画して行こうとする機運の高まりを感じているところであり、今後も信頼される市政の推進に向けて、市民の目線に立った行政運営を進めていきたいと考えています。

一駅逸品によるまちづくり

次に取り組んでいる施策は、市民との協働による大月市の活性化策としての「一駅逸品によるまちづくり」です。



大月市長
石井 由己雄
Yukio Ishii

PROFILE

昭和22年1月9日 大月市笹子町生まれ。
昭和44年4月石井工業株式会社入社、昭和63年9月同社代表取締役社長に就任、平成19年6月退社。その間、平成15年5月から平成19年5月まで2期4年間、社団法人山梨県建設業協会会長を務めた。
平成19年8月大月市長に就任。 62歳

大月市は、全面積の約九割近くが山林であることから、豊かな緑や清流など美しい自然環境に恵まれているとともに、富士山の景勝地でもあり、近年、自然回帰と健康志向の高まりから、多くの日帰り登山客が訪れています。

また、甲州街道の宿場町であったことなどから歴史文化的資源に恵まれるほか、企業や個人による伝統ある食品類に加え、近年は市民グループによる新たな食やグルメ類も開発されておりです。

そのような中、本市には、東京方面から見て、「梁川」、「鳥沢」、「猿橋」、「大月」、「初狩」、「笹子」とJRの駅が「六駅」あり、それぞれが違った魅力と特産品を持っています。この特徴を活かし、「一駅逸品特産品運動」として、六駅ごとに「食品類」、「史跡・名所等」、「農林水産物」、「工芸品」、「特殊技能者等」の募集を行い、九十二品目を認定したところです。

市の西側にある「笹子駅」の逸品には、県の天然記念物に指定されている笹子峠に立つ「矢立のスギ」があり、これを題材として、昨年の五月に「杉良太郎」さんが「矢立の杉」の歌を発表され、「笹子町黒野田」や「矢立のスギ」の名前が広く全国に知れ渡り、多くの

観光客が訪れるようになりました。

笹子にはこの他にも、笹子の名水を利用した日本酒「笹一」や人形浄瑠璃の「追分人形芝居」などがあります。

また、「初狩駅」には瑞岳院や芭蕉の句碑、「大月駅」には岩殿山や星野家住宅、「猿橋駅」には名勝さるはしや深城ダム、「鳥沢駅」には桂川ウエルネスパークや白山遺跡、「梁川駅」にはふれあい農園などが逸品として認定されています。

また、笹子餅や厚焼き煎餅、猿橋まんじゅうなどのような古くからの物産品のほか、おつけだんご、白うりの粕漬け、さけの味噌漬け、ウコン、こんにゃく、梅干しなどの新たな物産品も逸品に認定されていますので、行政も側面から支援して特産品化を図り、農産物直売所やパーキングエリア等での販売促進に努めているところです。

これらの自然環境、歴史文化的資源や物産品等を鉄道のレールのようにつなぎ合わせ、更に農産物直売所や市内の飲食店等を加えた観光ルートを整備するとともに、それぞれの地域が自分たちの地域の良さを再発見し、自信を持つことにより、新たな活力が生まれ、地域の活性化につながるものと考えています。



まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

26

市川三郷町

市川三郷町 四季の祭り

市川三郷町は、平成17年10月1日に三珠町・市川大門町・六郷町が合併して誕生しました。人口約一八、一〇〇人、面積75平方キロ。甲府盆地の南西に位置し、赤石山脈を源流とする釜無川と秩父山系を源流とする笛吹川が合流し富士川となる左岸に広がる山紫水明、緑豊かな町です。

また、四季折々の自然が楽しめる四尾連湖や芦川溪谷、牡丹回廊や桜の名所、花火・和紙・印章等の地場産業、大塚人参やとうもろこし甘々娘に代表される特産の農産物、市川の百祭り等、町の誇れる資源が数々あります。

平成17年10月の合併前から、合併協議の中で祭りの実施について検討し方向案を協議してきましたが、合併後、旧町ごとに開催していた地域活性化の祭りの開催要望が多々寄せられ、現在の『四季のふるさと祭り』の開催に至っております。

旧三珠町では、合併前から歌舞伎文化公園を会場に4月下旬に『ぼたんの花まつり』を開催し、11月3日には

『ふるさと祭り』を開催してきましたが、合併協議の結果、秋の『ふるさと祭り』は、合併前を最後に実施しないこととなりました。

旧市川大門町では、『神明の花火大会』が従来から『ふるさと夏祭り』として平成元年から開催し、県下一の花火大会として約20万人規模、約2万発の花火が打ち上げられる花火大会として知名度を上げた町一番の祭りです。

旧六郷町では、毎年秋に開催しておりました『ふるさと祭り』を合併直後の最後に実施せず、印章業連合組合への補助金による『印章祭』を合併後開催していく計画となっております。

合併後、三珠地区・六郷地区で開催していた『ふるさと祭り』の開催要望が多々寄せられたのは、地域住民が集いふれあう祭りがなくなってしまう寂しさ等への懸念でした。そのため、平成19年度当初予算見積段階において、『四季のふるさと祭り』の計画案を作成し予算化することができました。

～ふるさと春祭り～



平成19年度には『ふるさと春祭り』として、4月下旬『第10回ぼたんの花まつり』を開催し、従来、ふれあい広場での特産品コーナー等の出店と牡丹園や広場、いこいの森での牡丹観賞のみの祭りを、ふれあい広場へイベントステージを設営し2日間、イベントを開催し、多くの町民や観光客に楽しんでいただき、町内外の方々がふれあえる『ふるさと祭り』的な祭りへ移行しました。予算的には、『ふるさと春祭り』の名称とイベントをプラスしたものの前年度同額予算で「知恵と工夫で汗をかけ」を合言葉に会場設営委託費等を出来るだけ手づくりの準備片付けへ移行したため職員の肉体労働が加算されました。『ふるさと春祭り ぼたんの花まつり』は、牡丹の見ごろの時期2週間程度、歌舞伎文化公園と牡丹回廊の牡丹が観賞でき、メインの土日曜日開催の『ぼたんの花まつり』が定着し、多くの観光客が来町してくださる町PRの春祭りとなっております。



～ふるさと夏祭り～

毎年8月7日の花火の日に開催してきました『神明の花火大会』は、今回21回目を迎え『キセキ』をテーマに開催し、過去最大規模の花火大会が開催でき、歴史を重ね知名度を上げてきました。2尺玉、特大スターメイン、競技花火、メッセージ花火のサプライズがある県下一の花火大会として町の誇りある祭りです。笛吹川と釜無川の富士川の合流地の上流の中土手が打上げ場所のため直径500mにもなる2尺玉が打ち上がり、約2万発の花火大会として有名になり、全国有数の花火大会として定着してきました。また、平成16年度からは有料観覧座席の販売を開始し、平成18年度からは、有料シートの販売も開始し、年々有料シート設営の工夫等により運営費等の負担軽減に大きく貢献しております。

～ふるさと秋祭り～



平成18年度には印章祭として開催されましたが、平成19年度からは『ふるさと秋祭り はんこ日本一 六郷の里秋まつり』に移行し、10月1日の印章供養祭を1部、11月初旬日曜日の地場産業まつりを2部、土日曜開催の文化祭を3部として開催しました。地場産業まつりには、ステージイベントや特産品等の屋台コーナー、印章篆刻、手漉き和紙等地場産業体験コーナー、子ども達の各種体験ふれあいコーナー等設営し、賑やかな『ふるさと秋祭り』として、今年で3回目を迎えます。1回目は、六郷庁舎前をメインに六郷小学校に子どもコーナーの会場として分散開催しましたが、昨年の2回目には、六郷小学校校庭をメインに六郷中学校での気球体験やフワフワ等も設営し、一会場規模的に大きくなってきたものの「知恵と工夫で汗をかけ」で予算的には前年同額予算で実施しております。

～ふるさと冬祭り～



平成12年度から大塚人参クラブが毎年12月初旬に開催してきました『大塚人参収穫祭』を平成16年度の『みたまの湯』オープン後、みたまの湯を会場に開催するようになり、単なる収穫祭としての大塚人参の販売から、一層町や特産品、地場産業等をPRし、ふれあえる『ふるさと祭り』的な祭りに移行するため『ふるさと冬祭り』のつづい大塚人参収穫祭』として平成19年度からスタートしました。のつづい土壌のきめ細やかで肥沃な農地に育つ大塚人参は、長いものでは1m近くにもなり、栄養価、香り、美味しさ等、ブランド特産農産物として定着してきました。かつては、冬場の行商で甲府盆地内では有名になりましたが、果樹等への転換により耕作面積は減少し、大塚人参クラブの活動と収穫祭等のPRにより、ブランド化が進み、大塚地区のつづい土壌での耕作面積が近年拡大し、遊休荒廃農地対策にも繋がる農業振興

対策となっております。

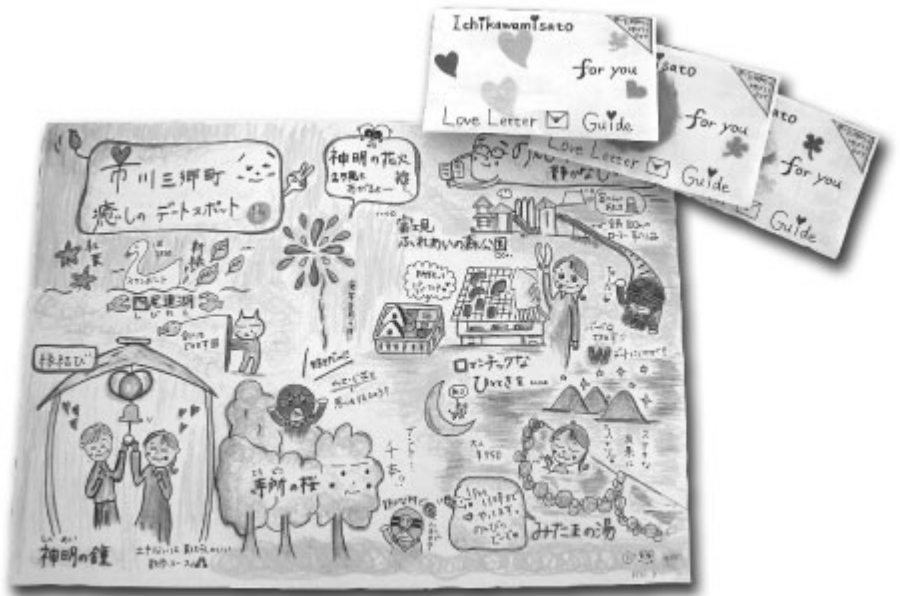
ふるさと祭りは、冬祭りを最後に一年の祭りを終えますが、また、直ぐに、春祭り、夏祭りの準備がスタートし、息つく間がないのが現状です。

合併後、祭り開催の統一化、簡素化等が主流の中、手づくりで「知恵と工夫で汗をかけ」を合言葉に『四季のふるさと祭り』を展開してきました。

終わりに

本町の『ふるさと祭り』の特徴は、祭りごとに実行委員会体制をつくり、会長に町長、実行委員長、及び実行委員に各団体等代表者等で組織し、事務局として産業振興課商工観光係が担当し、町補助金等により実施しております。町と各団体等が一体となった町づくり、ふるさとづくりとしての四季の祭りの開催が特徴です。

『四季のふるさと祭り』には何の意義があるのでしょうか。四季の祭りは、町の自然や地場産業、特産物等の特徴と町をPRする絶好の機会になります。また、『ふるさと祭り』は、合併等により広域合理化される時代背景の中だからこそ、ふるさとを想い、人と人がふれあい、心の温かき、ふるさとの大切さを感じさせる祭りとして、『やすらぎづくり』日本一の暮らしやすさを目指して『の町づくりの一環として大きく貢献できることを期待しています。どうぞ、市川三郷町の『四季のふるさと祭り』をご堪能くだされば幸いです。



町のデートスポットを紹介 ～「市川三郷町へ呼ぼうプロジェクト」について～

ぜひこの場を借りて紹介したいひとつが「市川三郷町へ呼ぼうプロジェクト」です。(通称「呼ぼうプロ」)

このプロジェクトは町職員で構成され、定住人口や交流人口の拡大を目的とし、町の魅力を町内外にPRすることを主とし活動しています。また、様々な活動により職員のスキルアップを目指しています。

現在の町の人口は一八、一四五人(8月1日現在)。平成19年3月に策定した町の総合計画において人口2万人を目指していますが、人口は徐々に減少しているのが現状です。

なんとか人口減少に歯止めを掛けようと、町企画課においてプロジェクト設立を考案し、職員からメンバーを募りました。メンバーの募集にあたりプロジェクト内では所属課、役職、性別の垣根を取り外し、皆が対等な立場で考え、自由に意見を述べられる場であることを前提としました。この呼びかけに対し約50人が賛同し昨年4月、プロジェクトの結成にいたしました。

活動内容①【講師を招いての講演】

主たる目的は「定住人口や交流人口の拡大を目指す」と設定しましたが、活動内容は全てプロジェクト内で自ら考え、実行する方式としたため、当初より様々な意見が出され、まとまりがつかない状況となったこともありました。メンバーの中より選出された座長

を中心として話し合いを重ねるうちに「人が集う(人を集める)」ためにはどのようにしたら良いのかという課題にぶつかりました。

そこで成功している先進地の例や当町の特性を活かした活性化の方策など講師を招き、具体的な話を聴いてから取り組みはじめるよう講演会を開催する計画となりました。

まず、映画やキャラクターのプロモーション施策や県内の大型観光キャンペーン「甲斐の国 風林火山博」の統括プロデューサーであり、人を集わす仕掛けのプロである樋口光仁氏による講演会を開催。また、全国の市町村99・9%を訪れ、現場と徹底的なデータ分析に基づきまちづくりの問題を分析している藻谷浩介氏による講演など3回の講演会を開催し、「人を集めること、人に魅力を感じさせること」や「全国からみた町の状態、状況等」を行うことができました。

活動内容②【プロジェクトの方向性】

これらの講演を聴くことによりプロジェクトの方向性をなんとなく見出すことができました。これまでの話し合いでは行政の特徴である「難しく形式ばったもの」をイメージしてしまう風潮にありましたが、講演内容にもあった「作り手が楽しく、真剣に取り組むことが重要である」ということを念頭におき話し合いを重ねました。まず、



活動内容③【成果品と周知方法】

職員が知っているようで知らないわが町の「良いところ悪いところ」を徹底的に洗い出し、良い所についてはどのように周知をしたら良いか。また悪いところについてはどのような改善策があるのか徹底的に話し合いました。

また、50名いるメンバーをA班、B班の2班に分け、それぞれで活動を行い中間報告として各活動内容を発表し、互いに切磋琢磨していく方法を取り入れました。各班とも町の良いところを特記し周知していくこととしました。

終わりに

今回の活動により、新しいものをつくりだすことだけが大切なのではなく、既存のものを組み合わせ上手にPRすることで地域の魅力を再発見することの大切さに気づいたこと、まちづくりの先導者である町職員のスキルアップが図られたことは間違いありません。今後も市川三郷町の「まちづくり・夢づくり」実現のため、引き続き積極的な活動を行ってまいります。

最後に、本プロジェクトに係る経費は全て山梨県市町村振興協会の「市町村調査研究事業助成金」を活用させていただきました。

A班は教育や子育てに役立つ町の事業を紹介するリーフレットを作成。リーフレットは町外に移住する人が多い20〜40代の町民を主な対象に設定し、教育と子育て、生活に役立つ25項目の情報を紹介。内容は中学3年生までの医療費が無料であることや、管内中学校で実施する英語検定料の半額を補助する事業などを掲載しています。対象者の絞り込みにより、必要と思われる情報のみを掲載することができたため、見やすく、情報を検索しやすいリーフレットとなっています。

B班はラブレターガイドと称し町内の観光名所などをラブレター（手紙）風にアレンジして紹介しました。ガイドは若者やカップルを対象として町内のデートスポットと題し四尾連湖での釣りやボート、富士見ふれあいの森公園でのバーベキュー、新たな縁結びスポットで注目を浴びている神明の鐘などをイラストにて紹介しています（本誌2008.9月号表紙を参照）。メンバー自らが現地へ出向き取材を行い、イラストや手紙の折込もすべてメンバーによって作成しました。

周知方法はイベント会場での配布や町外の店舗にお願いをして設置しています。



苦言提言 Kugen Teigen

枡を超えて、みんな地域作り



michio masukawa
増川 道夫

日本銀行監事
(元日本銀行甲府支店長)

日銀の支店長をさせていただいたご縁で、多くの市町村の方々にもお世話になりました。お蔭様で、山梨を深く知り、そのよさを体験することができました。今では、山梨は第二の故郷だと思っております。印象に残る方々はたくさんおられますが、本稿では、お二人を挙げさせていただきます。まず、植松さん。既に役所は退職されていますが、著書である「藤村式洋風建築」(明治の初めに住民総出で作り上げた小学校こそ山梨の地域起こしの原点です)に感動して、古府中のお宅へ押しかけました。快く迎えて下さり、お手製の蕎麦をいただきました。自ら集めた資料を奈麻余美文庫として公開されています。もう一人は、古屋さん。やはり突然押しかけ、戦前の甲府について教えていただきました。市役所を退職された時、そのお祝いの会では、山梨中の詩人や俳人そして文人が集結したかのような壮観に圧倒されました。お二人とも公務員でありながら、その枡を超えた素晴らしい文化人です。

市町村の仕事は、住民の生活の基盤を守ることです。地味ですが大切な使命です。しかも、個々のケースの解決には手間がかかります。わが身を振り返ってみても、「決着しました」と報告するまでに膨大な労力を費やした記憶が少なくありません。さらに、経済の低迷や財政の悪化から、地域社会そのものが崩れつつあります。「やまなし自治の風」を拝見すると、山梨の各地域で既に意欲的な取組みが行われていることが分かりました。

釈迦に説法かもしれませんが、地域の活性化とは、これまでのやり方を変えていく事に他なりません。住んでいる人が地域に誇りを持ち、その営みを続けていくことができるようにするにはどうすればいいか。経済(豊かさ)は大切ですが、それ以外にも人としての喜びや誇りは色々あると思います。官とか民なんてどうでもいい、その枡を超えて、みんな地域の写真真作ります。

その際、やや心配なことがあります。再

び「やまなし自治の風」ですが、その中に職員の方々の近況報告が載っていました。いずれも誠実な内容でしたが、ちよつとステレオタイプで固い。近況報告はそういうものだと決め付けていませんか。それだけで一般論にしてしまうのは危険ですが、公的セクターで仕事をしていると、どうしても発想や仕事の進め方が枡にはまってしまうがちです。

時には、枡からはみ出しませんか。はみ出して見て、初めて見えてくるものがきつとあると思います。例えば、①趣味を磨く。上記のお二人は別格ですが、趣味を通じて世の中が違って見えてくるかもしれません。②郷土を極める。「山梨の不思議事典」(新人物往来社)には一七三項目の不思議や謎が載っています。編者の萩原氏が言われるとおり、山梨には、それ以外にも多くの不思議が存在しており、興味深い話題にも事欠かないはずで、掘り起こすと面白そうです。

③外に目を向ける。百年前の過去、あるい

はよその国にも参考になることがきつとあります。真似を恥ずかしがることがありません。ただ、地域独自の知識と発想、そして心意気で差をつけましょう。

地元を元気にするヒントは何気ない日々の中にきつとあります。それに気付き活かすためには、机と睨めっこしているよりも枡を超えて広くアンテナを伸ばす方が近道なのではないでしょうか。

戦後六十年を経て社会は高度化したかもしれませんが、昔の方が生き甲斐をみつけやすかった気がします。自分の仕事が生かすため人のためになっていることをストリートに実感しにくい時代ですが、市町村の仕事は違います。住んでいる人々の顔が見え、その喜びも共感できます。日々の仕事は楽ではないと思いますが、羨ましい仕事です。

地方の時代が従来になく現実味を帯びて目前に迫ってきました。皆様のご健闘を心からお祈りしています。



特集

やまなし

自治の風

Feature Vol.26 September.2009

「市町村の自主研究」

平成の市町村合併後、市町村の規模や能力が拡大する中で、合併により生じた政策・制度面における課題、更には地方分権に即した自主的、主体的な行政システムの構築等の問題解決に向けた市町村職員による調査研究事業が増加しております。こうした中、山梨県市町村振興協会では、平成18年度から市町村職員が主体となって行う調査研究事業を支援するため、助成金の交付を行っており、この3年の間に、住民との協働、まちづくり、新たな行政手法の導入に向けた調査研究等、計28事業に対して助成を行ってきました。

平成20年度は13事業に助成を行いました。それぞれの調査研究の成果が各市町村の施策として、具体的な取り組みがされております。

今回の特集では、20年度の助成事業の内、次の事業について紹介します。

なお、20年度の助成事業の一覧及び本助成金制度の概要については、25ページに掲載しておりますのでご参照願います。

● [特集1] 代替バスの運行形態に関する調査研究 ～地域生活交通の再生を目指して～
代替バス検討委員会(山梨バスマップ研究会) 事務局 金森 利夫

● [特集2] 都留市職員ブランディング導入研究会の研究について
都留市総務部政策形成課 中野 一成

● [特集3] まち歩きでまちづくり 歩いて発見・果樹園交流のまち甲州市
甲州市役所政策秘書課 主 幹 中村 正樹

● [特集4] 山梨市協働によるまちづくりの推進事業 市民との協働推進のためのマニュアルづくり
山梨市役所総合政策課財政政策推進担当 副主査 平野 宗則

社会背景と課題

1

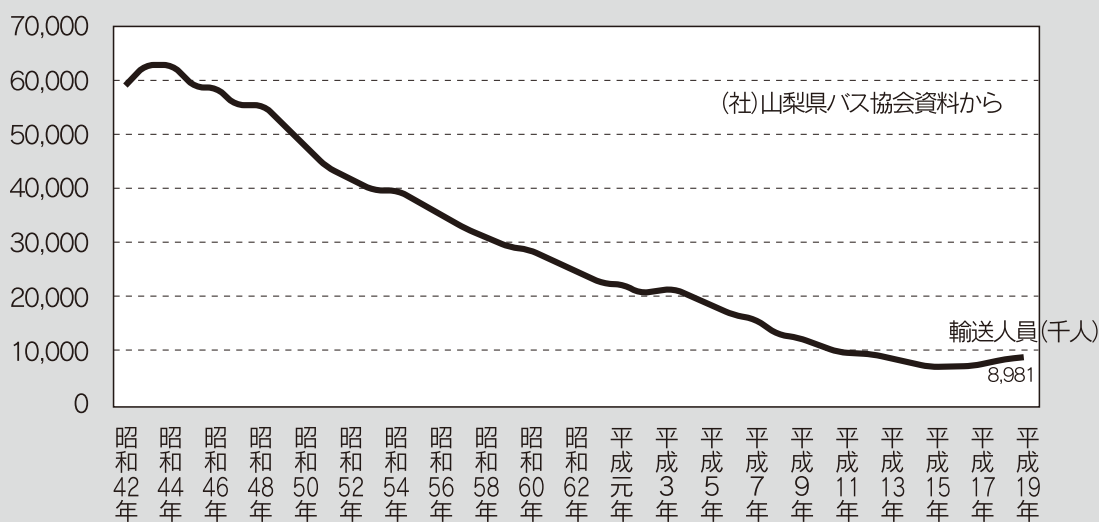
甲府都市圏と周辺地域を結ぶ広域バス路線は、これまで沿線住民の生活交通として通勤や通学に利用され、沿線地域の発展と交流に大きな役割を果たしてきました。しかし、モータリゼーションの進展に伴い、路線バスの輸送人員は昭和40年代をピークに減少の一途をたどり、度重なる路線統合や減便によって、その利便性は大きく低下しています。

このような中、代替バス5路線は大幅な赤字から、バス事業者が路線退出を余儀なくされた広域バス路線で、沿線自治体が高齢者や子供などの交通弱者の移動手段として運行赤字を全額負担して、運行を継続している路線であります。厳しい財政状況の下、空席が目立つ利用状況に、政策の見直しが求められています。

しかし、これらの路線は、行政経費の削減を理由に、簡単に廃止や減便できる路線ではありません。なぜなら、

代替バスのような生活を維持するために必要な交通手段は、衣食住に次ぐ生活権ともいわれ、今後ますます進展が予想される社会の高齢化や、病院や学校などの公共施設の統合に伴う生活圏の広域化や省エネ循環社会への対応などを見据えると、路線の廃止や減便は地域間の交通格差をもたらし、結果として地域社会の衰退にもつながり兼ねないからであります。このような状況を改善していくには、沿線住民のニーズや沿線市町村の意向を踏まえ、関係者が将来を見据えた協議を重ね、対策を講じていく取り組みが必要であります。

県内路線バス輸送人員の推移



代替バス検討委員会の設立

2

このことから、代替バスの沿線都市である甲府市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、昭和町、南アルプス市、増穂町、鵜沢町の沿線9市町村が一堂に会し、その対策を協議することになり、任意の地域協議会である「代替バス検討委員会」を立ち上げ、山梨県市町村振興協会の研究助成事業として、この課題に取り組みました。

委員会は、先に挙げた沿線9市町村

の担当職員のほか、アドバイザー委員

として、監督指導官庁から山梨運輸支局や県リニア交通課の担当官を迎え、山梨大学や山梨学院大学や県立大学の諸先生方や、(財)山梨総研やバス事業者などの関係諸氏にもメンバーに加わっていただき、平成19〜20年度の2カ年に亘り、次に掲げる調査研究活動を行いました。

調査研究活動について

3

初年度平成19年度は、最初に、沿線市町村の路線運行方針や代替バスの利用状況について、地域情報を交換して、課題を共有し、問題意識の統一を図りました。

そして、沿線市町村が協力して、乗降調査やアンケート調査を行い、路線の利用実態を把握する中、これを基にアクセスメント(自己評価)を実施し、運行赤字に対する公費負担割合の適正化などを

協議し、これらを集約する形で、路線改善計画を作成しました。

そして、この計画に基づき、広報やホームページによる広報活動を通して、また、時刻表やチラシを沿線の公共施設や自治会に配布し、代替バスの利用を広く市民に呼びかけました。

また、アドバイザー委員である(財)山梨総研の藤波匠氏による新聞や機関誌への投稿を通して、地域生活交通(公共バ

ス)の役割とその重要性を広く市民に訴え、市民意識の高揚に努めました。その結果、微増ではありますが、5路線のうち2路線の年間輸送人員が増加に転じました。

翌平成20年度は、前年度の研究成果を踏まえ、山梨大学大学院佐々木邦明准教授のご指導の下、甲府都市圏の都市形成や地域再生といった視点に立つ公共バスのあり方や、個人の行動原理といった視点から、代替バスの利用者を取り起こす方策を検討し、高齢化や省エネ循環社会を見据えた都市・地域計画における公共バスのあり方を研究しました。

また、代替バスの新たな運行形態についても、身延町の依田二朗政策室長

を講師にお招きして、身延町のデマンド交通システムを事例に都市型デマンド交通システムの可能性を検討しました。しかし、デマンド交通システムは初期投資やオペレーターなどの人件費が高む上、沿線地域のモビリティの把握や運行区域の設定などにも時間や経費が掛かることなどから、導入には課題が多く、前向きな協議には発展しませんでした。

このことから、過去5年間の平均輸送人員の90%を運行(廃止)基準とする「代替バス個別路線協議申し合わせ事項」を取り交わし、現行路線を継続運行することを決め、運行赤字の削減に努めていくことになりました。

運行赤字の

削減を目指して

4

このことから私共は、昭和62年から通勤に公共交通の利用を義務付けている山梨中央銀行(株)の事例を参考にして、エコ通勤の導入とその普及に取り組みました。

しかし、現行の代替バスを含むバス路線は、今日の通勤需要に応えられないほ

ど利便性が低下しており、関係組織の通勤規程の見直しや環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得するには無理があり、エコ通勤を義務化・制度化する協議には至りませんでした。

しかし現在喫緊の課題であるCO2排

出の個人レベルでの削減にはマイカーの利用を減らすことが効果的であることから、エコ通勤の実践を沿線市町村職員や沿線住民に呼びかけ、バス利用意識の高揚に努めました。

また、運行経路や時刻表などのバス利用案内を改善し、潜在需要の掘り起こしを目指す取り組みとして、山梨大学大学院の豊木博泰教授のご指導の下、Googleの地図情報を活用する「公共交通利用促進Webナビゲーションシステム(山梨バスマップ)」の利用環境の整備に取り組みました。

この取り組みは、県内のバス利用情報を一元化し、パソコンや携帯電話で、県内の路線バスの運行経路や運行時間などを、簡単に検索できるようにするもので、沿線の市町村職員とバス事業者が一体となって、県内のバス利用情報をシステム入力し、バス利用情報を一元化して、Webに公開しました。

現在、このWebサイトには全国から1日400件を超えるアクセスがありますが、遠く鹿児島市の交通局では、同市のWebサイトの構築に、このシステムを導入して、路線バスの利用情報をWebに公開しています。私共の取り組みが、同市の公共バスの利便性向上にも活かされ、公共バスの利用拡大に一役買っていることは大きな喜びであります。

一方、この取り組みは、山梨県バス活性化

委員会の作業部会の重点施策として、組織的な協力体制が整う中、日本バス協会の研究助成事業にも採択され、現在はその資金を活用して、山梨大学で携帯端末のシステム開発が進められています。

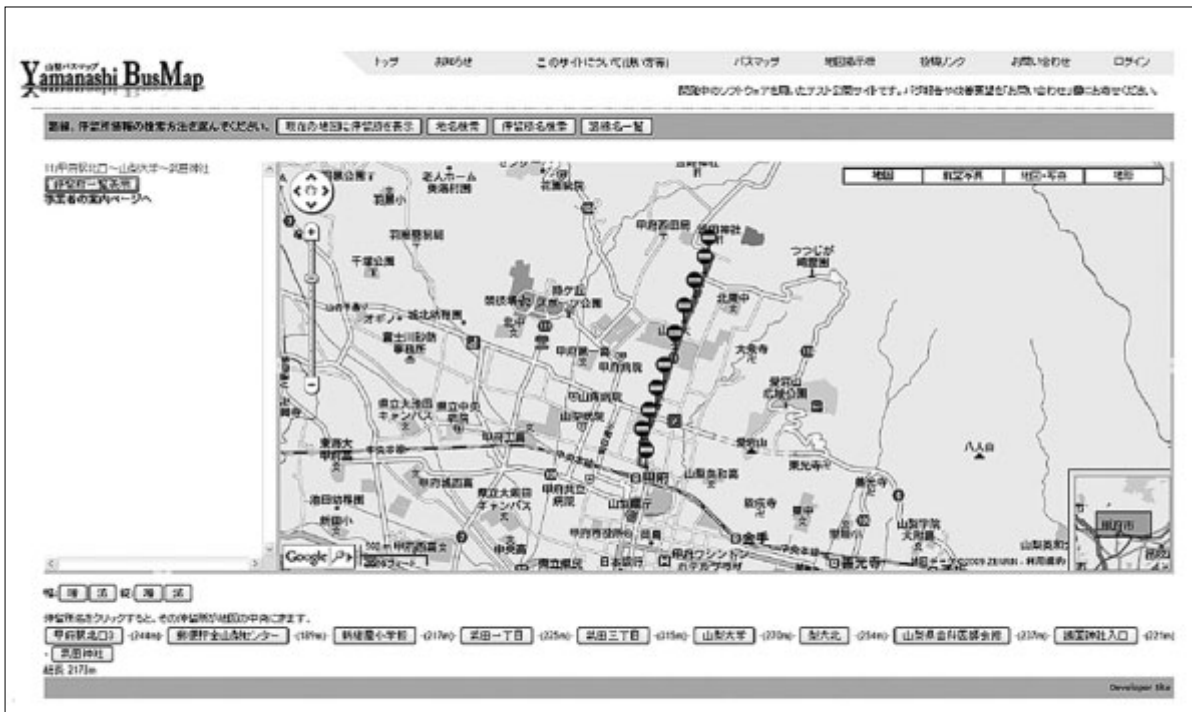
さらに、この取り組みは、産官学が連携・協働する「地域生活交通再生プロジェクト」として、総務省から高く評価され、「戦略的情報通信開発推進制度」のプログラムに採択され、山梨大学を中心にシステム開発と試験運用が続けられています。

このような流れの中、総務省は本年6月の補正予算の成立を受け、新たに「ユビキタスタウン構想推進事業」に係る提案公募を行いました。この公募に対し、山梨県観光振興課が、「山梨バスマップ」にバスロケーション機能を付加する観光プロジェクト「富士の国やまなし観光コンシェルジュシステム」を企画し、総務省に事業提案を行っています。

このプロジェクトは、県外からの観光需要に対し、県内の公共バスの利用環境を整備するもので、この取り組みによって、観光などの2次交通と生活交通の融合が図られ、地域生活交通の利用拡大と地域社会の再生にもつながることが期待されます。

また、このプロジェクトが実現すると、「山梨バスマップ」はさらに機能が充実し、県内の路線バスの位置情報が「山梨バスマップ」上にリアルタイムに表示されるばかりか、バス停のQRコードを携帯端末で読み取れば、瞬時にバス路線情報が得られるだけでなく、「富士の国山梨観光ネット」が保有する5,000件を超える観光情報

報サイトにも双方向にリンクされ、地域イベント情報や観光情報が、携帯電話で県内のバス利用案内と共に検索できることになります。



携帯用停留所案内 (テスト版)

山梨バスマップ URL : <http://cosmos.js.yamanashi.ac.jp/busmaps/>

機能	バスの位置情報などの提供
効果	GPS機能を活用してバスの位置情報、現在の待ち時間、到着案内などを、バス停の看板や携帯電話などにリアルタイムで情報配信することにより、地域住民の交通利便の向上を実現
システム構成	GPS(端末)、電子掲示板、携帯電話など



バスロケーションシステム

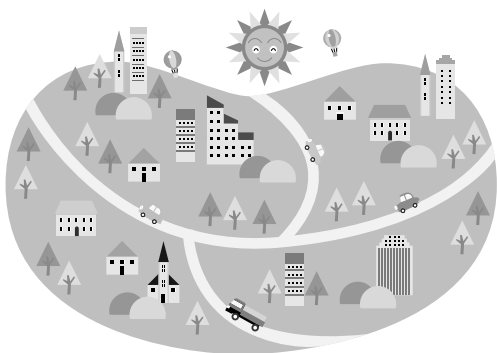
この取り組みを終えて

このように、私達の研究活動が単なる活動報告に終わることなく、産官学が連携・協働する大規模なプロジェクトに発展し、甲府都市圏や県内の生活交通だけでなく、遠く鹿児島市の生活交通の基盤整備にもつながったことは、関係者の皆様の地域を愛する心と、組織を背景に、既成の枠に捕らわれない自由な発想で、個人のミッションが大きく展開されたことによるもので、地域の底力を示すものであります。

「代替バス検討委員会」の活動は、平成19～20年の2ヶ年を持って終了していま

すが、この活動は、新たに山梨大学に設立された「山梨バスマップ研究会」に会員とともに引き継がれ、現在は、公共バスの再生を目指して、「山梨バスマップシステム」のさらなる利便性の向上とその事業化に取り組んでいます。

これからも、「山梨バスマップ」を通して、バスとクルマを賢く使い分ける市民運動を広く大きく展開し、便利で地球環境に優しい活力ある地域社会の再生に努めて参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



はじめに

1

現在、経済情勢の悪化や、人口減少、少子高齢化などの影響により、地方は疲弊しつつあります。こうした状況は、自治体にとっては税収減による行政サービスの低下を招き、地域にとってはコミュニティの結束力を低下させることに繋がります。

この状況を改善するためには、それぞれの地域が、その地域の独自性や個性を活用し、他の地域との差別化を図り、個性ある地域づくりを目指す必要があります。

この個性ある地域づくりの一手法として、現在注目されているのが地域資源を最大限に生かすことのできる、「地域ブランド」の構築です。この地域ブランド戦略

の成功は、地域経済の浮上だけにとどまらず、交流人口の増加や、コミュニティの結束力向上などにも寄与することが期待されます。

本市においても、都留文科大学やリニア山梨実験線、城下町の歴史、松尾芭蕉、小水力発電といった貴重な地域資源が点在しているため、これらを生かす「ブランド戦略」を調査・研究することによって、交流人口の拡大と地域活性化を促進し、市民が住むことに誇りと愛情の持てる地域社会の実現を図るため、若手職員を中心とした「都留市職員ブランディング導入研究会」を発足させ、2ヶ年の研究を行うこととしました。

「地域ブランド」の要素

2

検討を進めるにあたり、「ブランドとは何か」ということの共通理解をまず行

いました。一般的に「ブランド品」というと、「シンボルマークの伴う有名商品」と

いうイメージが先行しますが、これはブランド化された商品の「結果的なイメ

ージ」であり、その本質とは言えません。このブランドの本質や、構成する要

■図表1
ディズニーランドモデル

①「情報」

ディズニーランドにおける「情報」とは、テレビ番組や映画、雑誌などによる情報伝達(コマーシャル)が挙げられます。特に話題を呼ぶ映画などの効果は大きいと言えます。

(⇒地域ブランドにおける地域イメージ)

②「場所」

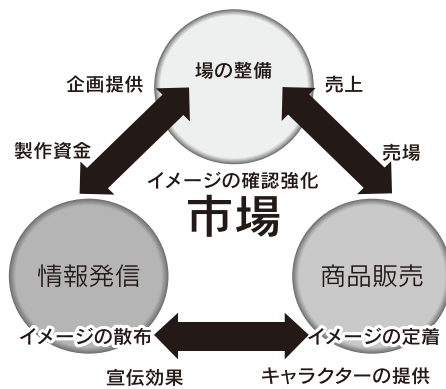
ディズニーランドにおける「場所」とは、楽しいアトラクションが集まった遊園地、すなわち「ディズニーランド」そのものです。「情報」によって宣伝し、その情報を得た方が「場所」であるディズニーランドへ集まるということになります。

(⇒地域ブランドにおける地域そのもの)

③「商品」

映画化されたり、テレビ番組で放映されたり、楽しいアトラクションがある「あの」ディズニーランドの「商品」です。可愛らしいぬいぐるみであったり、身につけるアクセサリーであったりと、購買意欲をそそる魅力があります。原価的には非常に安価でも、付加価値をつけることによって大きな売り上げへとつながります。

(⇒地域ブランドにおけるブランド対象商品)



素を理解するため、外部講師として京都造形芸術大学の前田博先生をお招きし、ご指導をいただきました。先生からは、ブランド化に必要な要素を「デイズニールランドモデル」として分かりやすくご紹介いただき、本研究会では、このモデルを基として検討を重ねていくこととしました。(図表1) この図からわかる通り、「地域ブランド」とは、「その土地で作られる商品と地域イメージ」が結託したものだと言えます。また、経済

産業省では、地域ブランド化の定義を、「地域ブランド化とは、①地域発の商品・サービスのブランド化と、②地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること」と定義しており、この定義からもデイズニールランドモデルの3要素が読み取れます。

デイズニールランドモデルによる検討と、地域資源の分類、ブランドコンセプトの決定

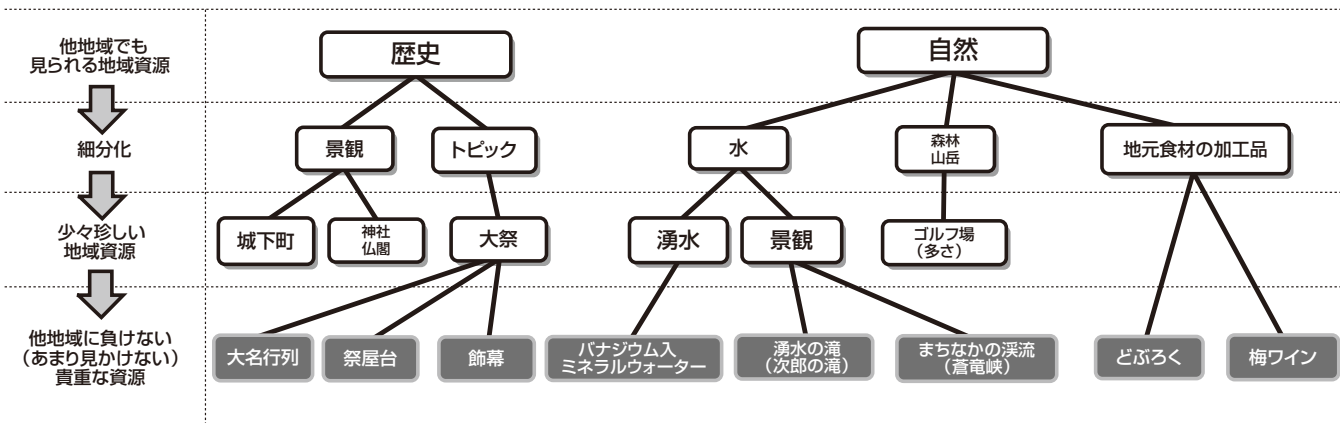
3

本研究会では、「デイズニールランドモデル」に基づき、4班に分かれ、都留市独自のデイズニールランドモデルを試行的に検討し、プレゼンテーション形式によって発表を行いました。

この各班の提案については、都留市の特長である「歴史」や、「自然」に関わる様々なアイデアが各メンバーから出され、相互に新しい発見があるなど、大変意義のある活発な提案会となりました。

そして、この班ごとに違った視点で検討を重ねた結果は、本市のブランド化するに値する「モノ」や「考え方」が凝縮されているものであるため、各班の発表結果から素材として使われている地域資源を抽出し、この資源を、「他地域でも見られる(通常の)地域資源」という観点から、「他地域に負けない(あまり見かけない)貴重な資源」に細かく分類しました。(図表2)

■図表2 資源の細分化



この抽出によって導き出された、「他地域に負けない(あまり見かけない)貴重な資源」のみをまとめ、イメージを付加することで都留市のブランドコンセプトを確定します。

まず、本市独自の八朔祭で行われる「大名行列」や「祭屋台」、それを彩る「飾幕」などは、歴史的なイベントや出来事を今に伝えるというイメージがあります。

一方、平成名水百選に選定された「バナジウム入ミネラルウォーター」や「湧水の滝」、「まちなかの溪流」をはじめとした水資源や、特区制度の活用によって醸造される「どぶろく」、特産品を活用した「梅ワイン」といったアルコール飲料は、心身ともにリラックスさせるといふイメージを持っています。

これらを総合的に象徴する言葉として、検討の結果、「歴史絵巻」と「癒し」を選定し、この言葉から、「歴史絵巻と、癒しの百年水が織りなす物語、つるブランド。」というコンセプトを導きだし、1年目の研究会を終りました。

ブランドの具体化

4

2年目の研究会は、ブランドの具体化を目的として、市内各地域のブランドデザインを検討しました。これは、市域をほぼ旧町村単位にわけ、その地域にある地域資源を基に地域イメージを固め、商品についても検討する作業となります。

また、この検討を進めるにあたり、地域イメージとはどういったものを理解するためにも、既に確固たる地域イメージを持つ埼玉県川越市を訪問し、町の実情を調査しました。(図表3)

し、実情がマッチすることで、十分な効果を上げることができると確認できました。この考え方を基に、各地域の持つイメージと、その下にブレイクダウンする形で商品とイベントを検討し、体系化を試みることとしました。(図表4)この結果、地域ごとに特色あるブランド戦略を形作ることができ、その中でも前年度の検討によって導き出されたブランドコンセプト

「歴史絵巻と、癒しの百年水が織りなす物語、つるブランド」と強い繋がりのある「谷村地域・歴史」、「東桂地域・水」、「三吉地域・癒」を「重点プロジェクト地域」と位置づけ、重点的に地域イメージの強化を行うための事業を提案することに決定しました。

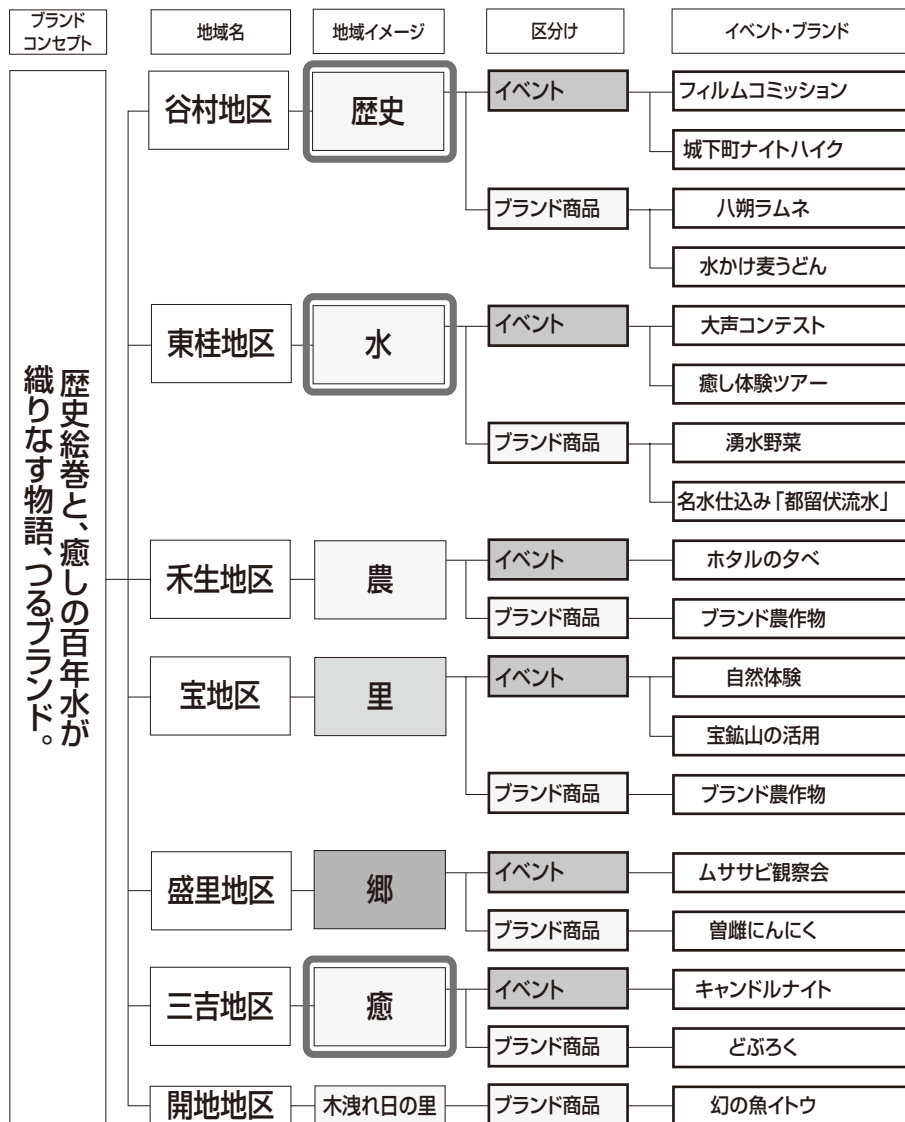
■図表3 地域イメージと合致した「蔵のまち川越」

川越市は「蔵のまち」「小江戸」として広く知られており、年間約550万人もの観光客が訪れるまちです。

しかしながら、川越市全体の中でこの蔵のまちは約500メートルの通りだけであり、そのエリアの中でも、既に蔵造りではなく、木造の店舗を黒く塗った「蔵造りをイメージした」店舗もあります。また、蔵のまちエリア以外の地域のまちなみは、地方都市に良く見られるごく普通の街並みであり、本県の良く見られる街並みと何ら変わりはありません。

だが、強力な地域イメージがあることにより、広い市域のたとえ500メートルほどの距離であっても、現地を訪れることで実際の蔵のまちを見て・歩いて体験することとなり、観光客は十分に満足して帰ることとなります。

■図表4 ブランドの体系化



重点プロジェクト

5

(1) 谷村地区(歴史)

谷村地区は、「歴史」が地域イメージとしてあるため、これを強化する手法として、街並みの整備を行いたいと考えました。しかし基盤整備のために大きなコストをかけることは難しい状況です。このため、市民との協働でできる取り組みを検討し、重点プロジェクトとしました。

○事業案・黒塀プロジェクト

これはすでに新潟県村上市で行われているプロジェクトです。小路を黒塀で飾り、快適な散歩道として利用してもらおうとする市民運動で、仮設の板塀と、ブロック塀の一部を黒塀に変身させていきます。これを都留市でも行い、大名列や祭屋台が巡行する場所の景観整備とします。このことにより、「自分で作った街並みの中を祭屋台や大名列が巡行し、それをまた自分で撮影する」という自己完結の満足感を付与することが可能となります。これにより、リピーターとなる確率を引き上げることにつながります。

(2) 東桂地区(水)

東桂地区は、「水」が地域イメージであるため、これを強化する手法として、エコ

ツーリズムと水による癒しの体感を組み合わせた事業展開を図ることを考えました。この事業によって、地元の方は地域の見直しと地域への帰属感を、地域外から訪れる方は東桂の地域イメージをおおし都留市のファンとなってもらうことが期待できます。

○事業案・一日だけの癒しのカフェ

平成20年度に平成名水百選に選定された夏狩地域には、湧水が溶岩の壁面から湧き出て滝となる「次郎滝・太郎滝」があります。この景観を活用し、「水」のイメージ強化のためにイベントを行います。

この滝の対岸には、広い土地があるため、ここを利用し、夏の期間1日を使って癒しのカフェを開店します。都留文科大学生と、東桂地域協働のまちづくりにも協力を仰ぎ、冷たい飲み物(本研究で提案した八朔バナジウムラムネなど)を提供し、のんびりと過ごす、「LOHAS」な一日を提供するという計画です。また、時間を決めて湧水ポイントを案内するツアーや、河川清掃ツアー、ワサビ田ツアーなども組み、一回りしてきたらまたカフェで一休みと、エコで、グリーンで、LOHASな

一日を提供します。

(3) 三吉地区(癒)

三吉地区は、「和みの里」という地域の呼び名にふさわしく、「癒」が地域イメージとなっています。これを強化する手法として、大人数で行う「お月見会」を開催したいと考えました。これが本市の恒例事業となれば、かなりの集客が期待できます。

○事業案・二十六夜講の月待ち夜会

二十六夜講とは、7月26日の月の出を拜んで精進供養をする信仰習俗です。

めぐりび

この2ヶ年にわたる研究会では、地域イメージの確定と、その強化のための重点プロジェクトを主に検討しました。今後、この検討結果報告を軸として更なる検討を重ね、市民を巻き込んだ取り組みを進めていく必要があります。

また、同時に、この戦略を進めていく上では、イメージの強化だけでなく、イメージに惹かれて地域を訪れた方に対する町の「雰囲気」や、「ホスピタリティ」も整備していかなければなりません。「地域ブランド」のブランドとは、それに関わるさまざまな人々の心の中で育まれる地域の独自の価値であり、それを最

二十三夜講はよく行なわれますが、二十六夜講は全国でも少ないといわれています。この二十六夜講(お月見会)を、イベントとして「芭蕉月待ちの湯」横の広場で行います。現在都留文科大学の学生が行っている「フィールドミュージアムカフェ」と同様に、料理などを持ち寄って開催し、「癒しのコンサート」などを行うこともいいかも知れません。また、ここで醸造している「どぶろく」も活用し、夏の夕べを楽しむ会としても。

6

大限に活用し、地域のアイデンティティを効果的に広く国内外に向けて発信することにより、人や企業を引きつけ、地域を活性化させる力となります。また、地域ブランドは、市民の地域への誇りや愛着心を高めることにより、地域活動への参加を促進し、自律的なコミュニティ生成の基盤となるとともに、地域内外の人々や企業が感じる魅力の源泉でもあります。この成果を生かすことによって、「名実」ともに合致した「都留市」を実現していきたいと考えています。

政策形成能力を高める

自主的な調査研究

1

「楽しく歩くまちづくり」策を研究

2

近年、社会情勢が急激に変化する中、自治体職員にも高度な政策形成能力が求められています。市民が求める質の高い政策を形成・実行するためには、職員の意識改革、専門知識の習得、情報の共有化などに力を入れ、職員能力



家族でウォーキングを楽しんだ男女共同参画ウォーク

を磨く必要があることから、各自治体では職員研修の充実而努力していることと思います。甲州市においても、行政改革推進プログラムに「人材育成と職員の能力開発」を掲げ、職員研修に取り組んでいるところです。しかしながら、厳しい財政状況を背景に、研修予算は削減・縮小する傾向にあることは否めません。また、職員の削減を進めスリムかつ効率的な組織体制とすべく改革が進められている一方で、行政需要は多様化・複雑化が進んでおり、日常業務の合間を見つけて、新たな政策を研究する必要性に迫られています。

しかし、このような時代だからこそ、行政職員は「自治体がお膳立てした研修を受ける」といった受身の姿勢から、「自助努力・自己啓発を前提とした自主的な政策研究」に取り組む必要があると感じています。甲州市においては、

平成20年度においては、「窓口サービスの向上策」と「果樹園交流のまちづくりを推進する事業・歩くまちづくり」に関する調査研究を行いました。今回は「果樹園交流のまちづくりを推進する事業・歩くまちづくり」の調査研究の経過と内容について報告させていただきます。

平成17年11月1日に塩山市と勝沼町、大和村が合併して誕生した甲州市は、甲府盆地の東部に位置し、北東側には大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、南西側には盆地に向かって形成された複合扇状地が広がる自然豊かな市です。

市内では、盆地特有の内陸性気候を利用したブドウやモモなどの果樹栽培が基幹産業となっており、地域内で生産された果樹を活用したワイン醸造や観光果樹園などの2次産業、3次産業も盛んに行われています。

また、武田家ゆかりの神社仏閣をはじめ、国宝や重要文化財に指定された史跡も数多く存在しているほか、国内のワイン醸造発祥にまつわる近代化産業遺産群



たくさんの参加者が歩いてワイナリー巡りを楽しんだ「ワインツーリズム」



ウォーキング資源のトンネル遊歩道。
ウォーカーの靴音と話し声がこだまする

などもあり、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。

地理的にも東京から100km圏内に位置し、中央自動車道をはじめ国道20号や411号、140号、JR中央本線などにより、首都圏をはじめ多くの地域との交流、連携が期待できる立地条件にあります。

「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」。これは、第1次甲州市総合計画に掲げた我が市の将来像です。市では、目指すべき将来像に向け、地域が持つ様々な資源や特性、地理的条件などを最大限に活かし、これからのまちづくりを効果的に進めていくため、甲州市の魅力が輝き、多くの人が訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたいくなるまちの実現に向け取り組みを進めています。

近年、健康を意識した「ウォーキング」が注目を集めています。市内でも市民が歩いている姿をよく見かけるようになりました。また、甲州市を訪れた観光客の方たちが市内の名所旧跡、ワイナリー等を歩いて回る姿も見受けられます。

甲州市の政策の中にも「歩く」ことをテーマとした事業が数多く実施されています。しかし、これは担当課ごとに実施しているものであり、組織を横断した計画とはなっていないませんでした。この「まちを楽しく歩く」ことをキーワードとした全庁的な甲州市の計画を策定すること、これが今回の研究テーマとなりました。

調査研究を進めるに当たり、まず研究組織として「甲州市果樹園交流研究会」を設置しました。研究会の委員募集の際には職員の自主性と積極性を配慮し公募制度を取り入れたところ、11名の若手職員から応募があり、応募者全員が委員となりました。

が、まちづくりに対する職員の関心の高さを垣間見る結果となりました。

まち歩きは一石二鳥の 効果的な施策

3

先にも述べたように、甲州市の政策の中に「歩く」ことをテーマとした事業がたくさんありますが、なぜ「まち歩き」が「まちづくり」につながるのかについて、まず、各自が思うことを自由に話し合い、一定の方向性を見出しました。

まず、第一に取り上げたのは、『まち歩きによる地域の活性化』です。まち歩きを楽しむ来訪者と甲州市民の交流により、市民の地域に対する認識と愛着が深まります。それを契機にさらに魅力あるまちを目指す取り組みが活性化し、交流による産業振興にもつなげることができ

ます。

第二は、『美しい風景・景観の保全、地域の宝物の発見、体験型農業の展開』です。まちを歩くことで地域の宝物や美しい景観に気づくことができます。同時に改善すべき負の景観も認識され、課題改善に向けた取り組みが進みます。さらには、甲州市の美しい景観の中で個性ある果樹産業等を体験してみたいという来訪者が増加することにつながります。

第三は『市民の健康づくり・食育の推進』です。楽しみながらまちを歩くこと

は、健康づくりやストレスの解消につながります。あわせて健全な食生活を実践することで、健康寿命の延伸につながります。

第四は、『車を使わないことによるCO₂の削減、エコ意識の高揚』です。自動車を使わず歩く時間を増やすことで、エコ意識の高揚やCO₂の削減につながります。

第五は、『交通安全意識の高揚、安全安心のまちづくりの推進』です。まちを歩くことで自動車に乗っていたのでは気づくことの出来ない、歩行者の視点で危険箇所を把握することができます。ヒヤリハットマップの作成等により、市民の安全安心意識が高まります。また、まちを歩くことで、通行に支障となる段差や勾配に気がつきます。誰もが利用しやすいバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

第六は『市民・事業者・NPO等による協働のまちづくりの推進』です。こうした取り組みを推進するためには、地域やボランティア、事業者などの団体やグループが連携・協力して、フットパス・

ウォーキングコースの設定や地域を学ぶ活動に取り組むことが必要です。

いきなりですが、これをわたしの好きな「焼き鳥」に例えてみましょう。

「まちを歩く」ことは焼き鳥の串です。まちを歩くことから発生するさまざまな効果である、「来訪者と市民の交流」「良好な景観形成」「環境保全」「市民の健康づくり」「市民協働による事業推進」

などの施策や事業は、焼き鳥の「肉やねぎ」といえます。「串」にさまざまな「具」を刺し、上手に味付けをして焼き上げることで、たくさんの人々に好まれる「おいしい焼き鳥」。「多方面に優れたまち」になる、まさに一石二鳥、いや、一石四鳥、五鳥の事業と言えるでしょう。

国土交通省の「まちめぐりナビプロジェクト事業」に選定

4

検討過程では、当初想定しなかった事業に取り組むことにもなりました。国土交通省が実施している「まちめぐりナビプロジェクト事業」(観光客への

電子機器等を活用した高度な情報提供を行い移動支援の先進的な事例をつくる事業)に本研究会で検討した内容を整理し応募したところ、全国の20地域のひとつに選定されました。今回の研究成果が国の施策の一環として選定されたことは、職員にとっても大きな励みになったのではないかと感じています。



マップづくりも市民協働で実施

調査研究報告書の中には、ウォーキングルートを整備し携帯電話やホームページを通じて紹介することや、ルート上の見所などを記したガイドマップの作成、ウォーキングイベントの開催など数々の事業が掲げられています。その中から、昨年度実施した地域ガイ

ドを担う市民ボランティアを育成する「まちのソムリエ養成講座」について紹介します。

まちの魅力は、来訪者と市民との「会話」が重要な要素となりますが、そ

のためには、わたしたち市民が自分の住むまちの魅力を知らなければなりません。地域の学習会等を通じて地域を再発見する活動やおもてなしの心を育む活動も重要です。

来訪者にまちの魅力伝える まちのソムリエを育成

5

「ソムリエ」の仕事は、お客様にワインの良さや料理との相性をおもてなしの心で

紹介することですが、これを甲州市まづくに当てはめたのが「まちのソムリエ」

です。甲州市の魅力や生活文化をお客さまに紹介できる人、一過性の観光ではない地域に生活する人々とお客さまの関係構築の技術を身につけた人をまちのソムリエと定義付けました。全国有数のワイン産地である甲州市にぴったりの名称だとは思いませんか？

まちのソムリエ養成講座は、市民で構成する「甲州



おもてなしの心も勉強したまちのソムリエ講座

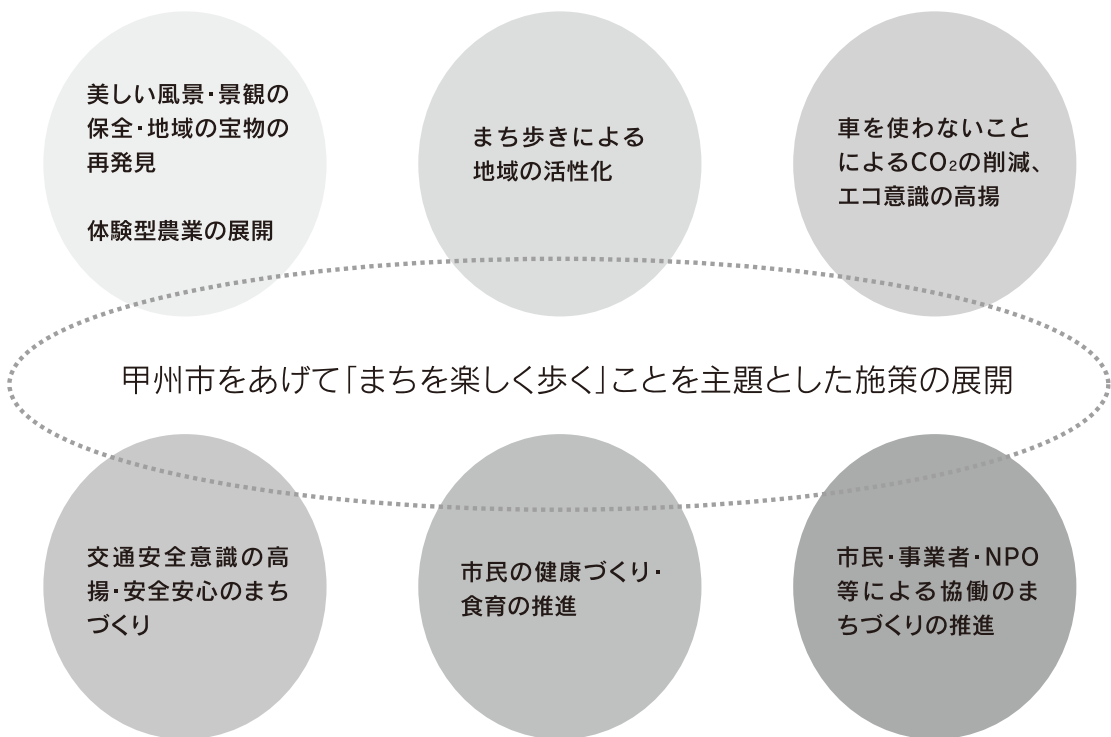
市交流まちづくり協議会」と協働で開催しました。当初、「検定試験を実施したかどうか」、などの意見も出されましたが、まず、甲州市の歴史・文化・おもてなしに関心をもってもらうこと、より多くの市民に参加してもらうことを第一に考え、8回開催する講座のうち6回以上出席した方をまちのソムリエに認定することにしました。まち歩きやおもてなしのプロ、地域の歴史をよく知る市民の方を講師に迎え、参加しやすいよう昼夜2回同じ内容の講義スタイルも取り入れました。当初、講座の申し込み者数は50名くらいかなあ〜と思っていたのですが、最終的には141名の申し込みを受け、86名の受講者に「認定証」と「まちのソムリエバッジ」をお渡しすることができ、予想以上の成果を挙げることができました。

もちろん講座の目的は、認定証やソムリエバッジを渡すことでなく、市民自身が甲州市の魅力を知ること、愛着や誇りを持つこと、来訪者に対しておもてなしの心で接し、まちの魅力を伝える行動を市民のやりがいや生きがいにつなげていくことであると考えています。市内のさまざまな場所で、会話、発見、体験など、「人と人との交流」を通じて価値ある時間をつくり、だれもが楽しく過ごせるまちとなれば素敵なことでしょう。このため講座は一年で終わるのではなく、継続して取り組むことが必要であり、平成21年度も実施していくこととしています。

職員自らが課題を発見し チャレンジ

6

今回の研究は、国が募集する政策提案につながり、計画を実現するために「市民との協働」で事業を進めることにとつながりました。職員が事業を考えるに当たっては、常に問題意識を持ち、市民の視線で問題発見、課題解決に努めながら客観的に物を見ていくことが必要です。そのことが「指示待ちの姿勢」ではない、自ら課題を発見しチャレンジする自己啓発につながり、自主的な勉強を続けていくとする意欲が高まっていくものと思います。これからも、山梨県市町村振興協会の「市町村調査研究事業助成金」をはじめとする、あらゆる制度を活用して職員研究の取り組みを進め、職員の政策形成能力と実行力を高めていきたいと思っています。



山梨市協働によるまちづくりの推進事業

(市民との協働推進のためのマニュアルづくり)

山梨市役所総合政策課政策推進担当
副主査 平野 宗則

はじめに

社会情勢が変化する中で、市民ニーズも多様化し、自治体を取り巻く課題に行政だけでは対応しきれなくなっています。そのため、市民、ボランティア団体、NPO法人、事業者と行政が協力・連携し、それぞれの立場を生かし、役割を果たしながら、まちづくりを行う「協働」が必要となっています。

各自治体においては、「協働・協働事業」を進めるため、条例、方針、指針など「協働のルールづくり」に取り組んでいます。「協働のルール」は策定形態が各自治体により異なるものの、ほとんどが「協働」を「まちづくりに必要不可欠な手法」として位置付けています。

本市においては、平成19年3月に策定した「第1次山梨市総合計画」に掲げる「協働によるまちづくりの推進」を図るため、平成20年度に、協働のルールとして「新しい地域づくりをめざして」みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」を策定しました。

この方針策定に合わせて、山梨市協働のルールづくり研究会を設置し、「協働」についての基本的な考え方、協働推進のためのマニュアルづくり、協働のルール策定に関することなどについて職員レベルでの調査、研究を行いました。

1

研究会では、各自治体などから協働に関する資料を収集し、内容の検討を行ったほか、「協働」の実践に向けた取り組みの場として、市内NPO法人との意見交換会も開催しました。

また、研究会における調査・研究の成

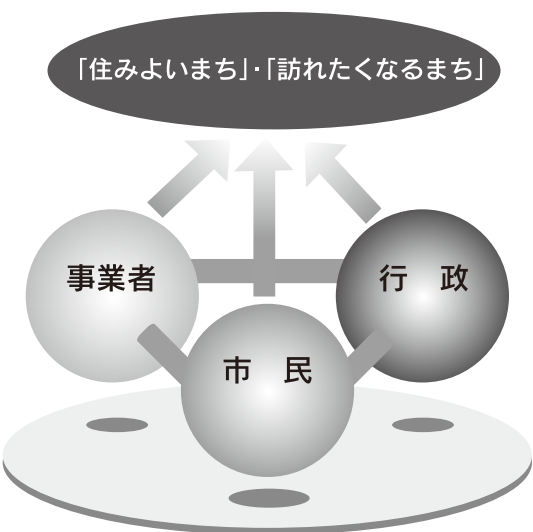
「協働」への理解

2

研究会では、まず「協働」とは何か、なぜ必要なのかをテーマに議論を進めました。メンバーからは、「行政が財政難だから、本来、行政がやらなければならぬことを市民に押しつけていると感じるのではないか」、また「市民と行政が本来に相互の意見や立場の違いを理解して、対等な立場で協働を進めることができるのか」など、「協働」に対する理解不足から生じる、さまざまな不安や課題が挙げられました。

しかし、メンバーは、収集した資料をひも解き、議論を

重ねる中で、少しずつ「協働」に対する理解を深め、それぞれの課題に対する考えをまとめていくことができました。



「協働」推進の問題点

3

次に、研究会では、行政、市民それぞれの現状における問題点を議論しました。行政においては、「協働は関係課まかせで、複数の課の協力・連携体制が整っていない」、「市民や事業者からの具体的な相談や提案を受ける窓口がない」、「協働に対する情報提供が不足している」、市民においては、「行政依存から脱却できない」、「まちづくりに関心がない」、「地域にリーダー的な人材が不足している」、「補助金や委託料だけが目的の団体が多いのではないか」といった状況が意見として出されました。

また、平成20年1月から2月にかけて、市民2,000人を対象とした「山梨市住民意向調査」における市民活動に関する設問の回答結果についても考察しました。

「今後の行政体制・行政運営に対して必要な具体的取り組みは何か」との問いに対して、「協働のまちづくりの推進」は71.7%が「必要」と答えています。今後参加したい公共的活動の問いに対しては、清掃や美化活動47.2%、運動会や祭りなどの行事40.0%、災害時のボランティア救済活動34.7%といった回答であり、「まちづくりへの提言や実践」の項目においては14.5%にとどまっています。

この結果から、行政の体制や運営に対

して、「協働」の「必要性」は認めているものの、実際に積極的な「まちづくり」への参加については、市民の意識がさまざまであるという状況が分かりました。それぞれの問題点をまとめると、共通課題として「協働」に関する認識・情報不足や、問題意識の共有が図られていないことが挙げられました。解決に向けての手段や方法を検討する中で、まずは「協働への意識、協働の仕組み」を市職員と市民の両方が理解し、浸透を図っていくことが必要ではないかとの結論を導きだすことができました。

市民と行政の協働の問題点	
行政	市民
●庁内の連携不足	●行政への依存度が高い
●協働環境や体制の整備不足	●まちづくりの参加・参画意欲が低い
●市民活動団体支援策の不足	●リーダー的な人材不足
●市民活動団体の把握、理解不足	●活動資金の不足
共通	
●情報の不足、情報の共有、問題意識の共有化不足	
●協働の必要性の理解不足	

山梨市職員のための協働のまちづくりハンドブック

4

研究会では、これまでの研究内容を取りまとめ、市職員が「協働」「協働事業」を理解し、意識を持って取り組みを進め、実践活動に役立ててもらうため、「山梨市職員のための協働のまちづくりハンドブック」を作成し、全職員に配布を行いました。

ハンドブックには、公共のサービスは行政だけが担うものではないこと、市民と

研究会では、これまでの研究内容を取りまとめ、市職員が「協働」「協働事業」を理解し、意識を持って取り組みを進め、実践活動に役立ててもらうため、「山梨市職員のための協働のまちづくりハンドブック」を作成し、全職員に配布を行いました。

なお、このハンドブックは作成の段階で、元山梨県立大学教授市原実氏、山梨大学講師藤原真史氏のお二人に意見をいただきました。

協働を進めるために必要な考え方

- 1 まちづくり≠行政
- 2 チャレンジ精神
- 3 現場、現場、現場!
- 4 対等の立場
- 5 縦割り厳禁
- 6 信頼関係
- 7 情報公開
- 8 プラス思考
- 9 スキルアップ



協働を進めるためのQ&A

- 1 協働を進めるために行政がやるべきことは?
- 2 NPOを協働の相手として選ぶ場合の注意点は?
- 3 協働による取り組みを進めるには?
- 4 「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」とは
(「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」一部抜粋)

「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」

5



※「協働のまちづくりハンドブック」は協働事業の打合せ等で携帯できるポケットサイズA5判となっている。

山梨市 ホームページ

「山梨市 みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」
<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/plan/kyoudouhoushin.html>

「山梨市 協働のルール策定委員会」議事録掲載
<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/plan/kyoudounorule.html>

おわりに

6

「山梨市職員のための協働のまちづくりハンドブック」の中に、本市における協働のルールである「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」の一部を抜粋し掲載しました。

とをめぐり「協働事業」を進めていくというものです。

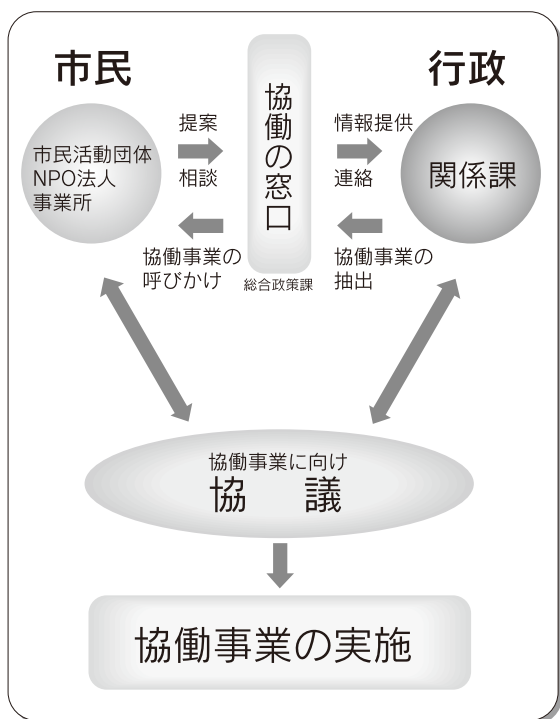
平成20年度、市民参画の中で策定した「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」の目的は、市民、事業者、行政が協力・連携しながら「住みよいまち」人々が「訪れたくなるまち」をつくること

方針には、①協働の目的、理念、原則など、②協働の現状、③協働事業の事例、④協働事業の問題点、⑤協働事業の問題解決策、⑥「協働事業」推進に向けての展開が記載されています。この方針の策定時においても、研究会で作成した資料を活用しました。

研究会のメンバー6人は、「協働事業」の推進を前提として、行政と市民の課題を論議しながら、自ら考え、調査・研究を行ったことにより、「協働」の必要性を学び理解することができたと思います。本調査・研究では、市町村職員が自主的、主体的に行う、調査研究事業を支援するための助成金、「市町村調査研究事業助成金」（財団法人山梨県市町村振興協会）を活用しハンドブックの作成などを行いました。

研究会が作成したハンドブックを全職員が活用し、「協働」を推進していく上での課題や問題が解決でき、少しでも協働事業が進むことを期待しています。

また、本年度は、協働事業の円滑な推進を図るため、総合政策課に相談業務などを行う「協働の窓口」（協働事業推進セクション）を設置しました。さらに、協働事業の実践として、地域社会の課



研究会のメンバー6人は、「協働事業」の推進を前提として、行政と市民の課題を論議しながら、自ら考え、調査・研究を行ったことにより、「協働」の必要性を学び理解することができたと思います。本調査・研究では、市町村職員が自主的、主体的に行う、調査研究事業を支援するための助成金、「市町村調査研究事業助成金」（財団法人山梨県市町村振興協会）を活用しハンドブックの作成などを行いました。

研究会が作成したハンドブックを全職員が活用し、「協働」を推進していく上での課題や問題が解決でき、少しでも協働事業が進むことを期待しています。

また、本年度は、協働事業の円滑な推進を図るため、総合政策課に相談業務などを行う「協働の窓口」（協働事業推進セクション）を設置しました。さらに、協働事業の実践として、地域社会の課題や問題が解決でき、少しでも協働事業が進むことを期待しています。

また、本年度は、協働事業の円滑な推進を図るため、総合政策課に相談業務などを行う「協働の窓口」（協働事業推進セクション）を設置しました。さらに、協働事業の実践として、地域社会の課題や問題が解決でき、少しでも協働事業が進むことを期待しています。

また、本年度は、協働事業の円滑な推進を図るため、総合政策課に相談業務などを行う「協働の窓口」（協働事業推進セクション）を設置しました。さらに、協働事業の実践として、地域社会の課題や問題が解決でき、少しでも協働事業が進むことを期待しています。

平成20年度 市町村調査研究事業助成金交付団体一覧

構成市町村	調査研究グループ	調査研究事業
甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・甲州市・中央市・増穂町・鯉沢町・昭和町(計9市町)	市町村自主運営バス(代替バス)検討委員会	代替バスの運行形態に関する調査研究
甲府市・韮崎市・南アルプス市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・市川三郷町・増穂町・早川町・身延町・南部町・道志村(計13市町村)	空き家バンク事業推進市町村事務担当者研究会	空き家バンク調査研究事業
甲府市	窓口サービス向上研究会	甲府市新庁舎建設に向けた窓口業務の市民サービスを向上するための調査研究
	プロジェクト総合力	甲府市新庁舎建設に向けて理解と協力を告知PRするための調査研究
都留市	都留市行財政経営への「見える化」導入調査研究会	行財政経営への「見える化」導入調査研究事業
	都留市職員ブランディング導入研究会	都留市ブランディング導入調査研究事業
甲斐市	御嶽道等研究会	御嶽道等調査研究事業
北杜市	北杜市地域協働まちづくり研究会	地域団体等との協働システム構築に関する調査研究
山梨市	山梨市協働のルールづくり研究会	山梨市協働によるまちづくりの推進事業(市民との協働推進のためのマニュアルづくり)
	山梨市まちづくり研究会	山梨市まちづくり調査研究事業
甲州市	甲州市果樹園交流研究会	果樹園交流のまちづくりを推進するための調査研究事業
	市民サービス提供研究会	市民サービスのあり方に関する調査研究事業
市川三郷町	市川三郷町へ“呼ぼう”プロジェクト	人々が行き交い賑わいを生むまちづくり事業
計	13事業	

・平成20年度の調査研究事業の報告書は、本協会において閲覧することができます。

市町村調査研究事業について

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

- ①助成対象
単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ(市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ)
- ②対象事業
市町村職員が行う調査研究事業(対象事業のテーマは問いません)
- ③助成対象経費
事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等
- ④助成額
助成対象経費の全額(30万円限度)
- ⑤助成期間
原則単年度。継続事業にあつては最大限2年間

・平成22年度における本事業の助成希望に関する調査を10月上旬に行う予定ですので、本制度の活用についてご検討をお願いします。

(財) 山梨県市町村振興協会

自治

Q&A

お答えします！

地方公共団体金融機構について
教えてください。

【機構の概要】

A 地方公共団体金融機構は地方公共団体に対して長期・低利の資金を融通し、財政の健全な運営や住民の福祉の増進に寄与することを目的に、地方公共団体金融機構法に基づき「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として平成21年6月1日に創設されました。機構創設に当たりましては全都道府県・市区町村が総額166億円の出資を行っています。

*創設の経緯

機構の前身は旧地方公営企業等金融機構、旧公営企業金融公庫です。
旧公営企業金融公庫は政府の政

【機構の主な業務】

上下水道・交通・病院・生活道路整備など住民生活に不可欠な地方公共団

体の事業に対して必要な資金を長期・低利で融資したり、地方公共団体が資

本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援（情報の提供、

人材育成、実務支援）などを行っています。

【貸付業務】

貸付業務の詳細は次のとおりです。

(1) 貸付対象

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

貸付対象事業は今回の改組によりこれまでの公営企業債から広く一般事業債に拡充され、地方公共団体のあらゆる資金ニーズに適切に対応することが可能となりました。

具体的には、平成21年度地方債計画において新たに地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業が貸付対象となり、さらに臨時財政対策債についても貸付を行う予定となっています。

(2) 貸付けの種類

「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類があります。

(3) 貸付利率

「基準利率」、「特別利率」及び「臨時特別利率」の3種類があります。特別利率は住民生活にとって特に重要な事業について基準利率より優遇し設定する利率（基準利率－0・30％）です。また、臨

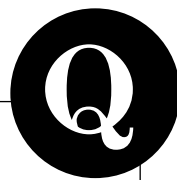
時特別利率は地域社会の課題に対応し確実に対応する上で緊急性・必要性が極めて高い特定の事業等について特別利率よりさらに低く設定する利率（基準利率－0・35％）で、同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

*公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は機構の中に設けられている地方公共団体健全化基金の運用益及び機構の自己財源により賄われることになっています。この地方公共団体健全化基金は地方公共団体が持っている公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の一部を受け入れ（公営競技納付金）積み立てているもので、地方公営企業の収益の一部が住民の日常生活に関係の深い事業等への貸付利率の引き下げの財源として活用されています。

(4) 償還期限

償還期限は貸付対象に応じ設定されます。従来は最長28年（平均約25年）でしたが、今回の改組を契機に貸付対象ごとの償還期限の見直しが行われ、平成21年度同意（許可）債からは最長30年とするなど全般的に償還期限が延長されました。



地方税法又はこれに基づく条例に定める
期間の計算等について、教えてください。



一 期間の計算

1 期間

「期間」とは、ある時点から他の時点まで継続する時の区分をいい、「期間の計算」という場合の「期間」とは、「申出を受けた日から六十日以内」（地方税法（以下「法」という。）第八条第二項）とか、「各事業年度終了の日から二月以内」（法第七十二条の二十五第一項）というように、日、月又は年をもって定めている期間をいう。

2 民法の準用

期間の計算については、民法第三百三十九條から第四百四十一條まで及び第四百四十三條の規定によることとされている（法第二十條の五第一項）が、民法に定める期間の計算は次のとおりである。

(1) 期間の起算点

日、月又は年をもって期間を定めた場合には、初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、初日を算入する（民法第四百十條）。したがって、「申出を受けた日から六十日以内」という場合には、申出を受けた日の翌日を第一日として計算するし、また、「各事業年度終了の日から二月以内」という場合には、各事業年度が終了した日の翌日を第一日として計算することになる。

ただし、これは期間計算についての法全体を通ずる原則であるた

め、法中の他の規定において独自の計算方法を定めている場合には、その計算方法によることとなる。たとえば、「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」（法第六十八條第一項第一号）と規定されているときには、督促状を發した日を第一日として計算することになる。

(2) 暦による計算

期間を定めるのに、月又は年をもってしたときには、暦にしたがって計算する（民法第四百十三條）。日に換算せずに、暦により対応する日を決めて計算するわけである。この場合、月又は年の初めから期間を計算するときは、当然に最後の月又は年の末日に期間が満了する。期間の起算日が、月又は年の中途であるときは、期間は、最後の月又は年における起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、最後の月の末日が満了日とされる。たとえば、「事業年度終了の日から二月」という期間については、起算日は事業年度終了の日の翌日であるから、事業年度終了の日が一月三十一日であれば、満了日は二月一日から起算して二月、すなわち三月三十一日、事業年度終了の日が二月一日であれば、

起算日二月二日に対応する二月後の応当日の前日、すなわち四月一日が期間の満了日となる。応当日がないとき、たとえば事業年度終了の日が二月三〇日であれば、起算日二月三十一日に相当する日は二月にはないが、前述したところにしたがって二月末日が期間の満了日とされる。

また、ある時点から過去に遡つ

二 期限の特例

1 期限

「期限」とは、法律行為の効力の発生若しくは消滅又はこれらの法律行為若しくは事実行為の履行が一定の日時の到来にかかっている場合におけるその一定の日時をいう。したがって、たとえば、三月二〇日までという場合の三月二〇日のような確定日のほか、期間の末日も期限である。

法又はこれに基づく条例の規定によって定められる期限が、祝日、日曜日その他の休日、土曜日又は二月十九日、三〇日若しくは三十一日に該当するときは、これらの日の翌日が期限とみなされる。休日が連続するときは、最後の休日の翌日が期限となる。

三 その他

1 特殊な期日の定め方

法上まぎれやすい期日の定め方をしたものとしては、たとえば、「一年前の日」（法第十一条の八）とか「五年を経過する日」（法第十七条の五第二項）とか「五年を経過した日」（法第十七条の五第三項）などがある。「一年前の日」の場合には、中間に一年の期間があること

たある時点までの期間、たとえば、「納期限前十日まで」（法第三百十九條の二第三項等）の場合は、納期限の前日を第一日として遡つて一〇日目の日に期限は満了する。したがって、たとえば納期限が五日の場合には、五日までに納税通知書を交付しなければならぬこととなる。

2 期限の特例が適用されない期限

期限の特例は、すべての期限について認められるわけではない。原則的には、納税者等がその日までに一定の行為を行うことが法や条例において直接的に定められている期限又はそれが期待されている期限及びその日までに一定の行為を行うことを猶予している期限に限って認められる。したがって、単に計算の基準となつている期間の末日、たとえば、「昭和三十三年度から起算して三年度」（法第三百四十一條第六号）、課税内容を定める際に基準となる期間の末日、たとえば、「当該事業年度の開始の日から六月の期間（法第五十三條第一項）などは、ここにいう期限には該当しないものと解されている。

を要すると考えられる。また、「経過する日」と「経過した日」については、期間の満了の日が「経過する日」、期間の満了の日の翌日が「経過した日」と解されている。すなわち、「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」といえば、督促状を發した日を第一日として計算して一一日目をさすこととなる。

F がんばっていま～す。

i g h t

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



総務部市町村課税政担当
名取 雅夫
(身延町)

平成21年4月から総務部市町村課税政担当で研修生としてお世話になっております、身延町から参りました名取雅夫です。

赴任してから早いもので5ヶ月が過ぎようとしています。往復3時間の通勤にもだいぶ慣れてきました。

私の業務は、固定資産税の副担当です。副といいますが市町村からの難解な問い合わせに回答するなど、地方税法他、関連図書を毎日のように眺めながら、本当に仕事をこなしていけるかな、電話に出るのが怖いな、4月にいきなりヒアリングかよ～なんて声には出せませんが愚痴々していたものです。

でも、徐々に消化していくうちに今はなんとか無難にこなせているかなと勝手に思っています。

最後になりますが、市町村課の皆様並びに市町村の職員の皆様には、この一年間大変お世話になり、またご迷惑をおかけすることと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

同時に貴重な経験をさせていただけることに対しまして、深く感謝申し上げます。



児童家庭課
時田 みゆき
(甲府市)

この4月から職員交流により甲府市から児童家庭課に配属され、お世話になっております。配属直後はこれまでとは違う環境の中で、緊張や戸惑いで一杯でしたが、周囲の方々からのご指導と力添えを頂き徐々にやっております。

児童家庭課では、児童扶養手当と母子寡婦福祉資金の担当をしております。どちらも、子どもの健全な育成のための経済的な支援を担っていて、少しでも、子育てに役立っていることをうれしく思っています。

それにしても近くで拝見する県職員の方々の働きぶりには、目を見張るものがあり、それでいて家庭も充実しているのには驚くばかりです。どこにそれをこなす秘密が隠されているのかを探るのが、目下の課題です。

最後に、暖かく迎えてくださった児童家庭課の皆様やこのような貴重な体験を与えてくださった方々に感謝し、大切に過ごしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。



畜産課
前嶋 富和
(富士河口湖町)

平成20年4月より交流派遣で、富士河口湖町から農政部畜産課に配属になり、はや1年半が過ぎました。

配属当初は、職場環境の変化や業務システム、また聞き慣れない畜産用語に戸惑いもありましたが、担当や周囲の皆様から温かいご指導をいただき、徐々に環境にも慣れ、とても充実した日々を送っています。

私は、主に畜産公共事業、学校給食用牛乳供給事業、シビ工活用、畜産関連イベントを担当しています。今、畜産農家は飼料価格高騰、牛乳・乳製品の消費低迷などで大変な時期を迎えており、これら県の担当業務に携わり上司からご指導いただくことで、一点に捕らわれない様々な面からの施策の必要性を実感することができ、大変有意義に感じています。また、この6月には中央畜産技術研修会に出席させていただき、畜産行政の基礎を学ばせていただくとともに、他の出席した様々な立場の方々や意見交換することで、それぞれの視点からの「畜産」を知ることができ、大変勉強になりました。

終わりに、畜産課をはじめ、関係各所属の皆様、またこの貴重な機会を与えてくださいました富士河口湖町他関係の皆様にあらためて感謝するとともに、残された期間で少しでも多くの事を学び今後活かせるよう努めたいと思います。





市町村課 地域振興・合併推進担当

加藤 隆史

(山梨市)

本年4月から、フルーツの郷「山梨市」から市町村課地域振興・合併推進担当の研修生としてお世話になっています。

私の担当している仕事は、交付金や地域活性化に関する助成金に関する事務、また11月に行われる「県民の日・市町村ときめき広場」に関する取りまとめなどです。

4月、不安を抱きつつ県庁に登庁したのもつかの間、いきなりの事務量の多さと締め切りに追われ、気がつけば2か月が経っていました……（今は少し落ち着いています）。

多くの方々の温かいご指導をいただきながら、今までと違う視点と立場で28市町村を取りまとめ、一つ一つの書類を作成する責任の重さを感じながら仕事に励んでいます。

業務を通して、これまで知らなかった市町村の多種にわたる取り組みや特徴を知ることができ、「地域づくり」は奥が深く興味深いものだと思うことが多く、参考となる取り組みや考え方をたくさん学べる絶好の機会だと感じています。

派遣されて、約半年あつという間に残り半分となってしまいました。一つでも多くのことを吸収して山梨市に戻った際には魅力ある街づくりに生かしていきたいと思っています。



道路管理課

丸山 勝之

(山梨市)

4月より山梨市から交流派遣職員として、県土整備部道路管理課に配属され、5ヶ月が過ぎようとしています。当初は、初めての電車通勤に始まり、何から何まで新しい未知の環境の中で、高度な仕事をしなければいけないという不安と重圧に押し潰されそうでした。しかしながら、職場の皆様が温かい方たちばかりで、丁寧な指導や優しい心使いに励まされ、今日までやってこれました。大変感謝しております。

私の担当する道路維持担当は今年度から道路維持・UD推進担当という名前に変わりました。これまでの県管理道路の維持修繕事業や道路標識等の道路付属施設に関連した業務から更に、ユニバーサルデザインの推進という視点に立ち総合的にこれらすべての事業を考えると、とても幅広く奥深い業務内容となりました。ユニバーサルデザインの意味するものは、「年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人々が利用できるようにすること」であり、すべての人を対象にハードの整備から、心配りといったソフト面の整備まで考えなければなりません。この2年間の派遣期間の終了時には、技術的な知識を身につけることはもちろん、私自身、UDの思想に則って、相手の立場に立って考え、すべての人に心配りのできるような、そんな人間に成長して山梨市に帰りたいと思います。

最後に、職場の皆様方には、残り1年半程ありますので、これからもご指導よろしくお願いたします。



長寿社会課

鈴木 敏仁

(北杜市)

この4月より、北杜市から福祉保健部長寿社会課に配属され、半年が経とうとしています。当初は、新しい環境のもと、新しい仕事に不安や戸惑いの毎日でしたが、周囲の方々の丁寧なご指導、ご助言をいただくことで徐々に順応することができ、現在は多忙の中にも充実した日々を過ごしています。

配属先の長寿社会課では、介護保険制度の適正な運営と介護サービスの質の確保を図るために、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者の指導監督業務のほか、介護サービスの質向上のための介護サービス事業者の公表・評価制度など担当しています。

仕事の中では、4月に介護保険制度の介護報酬の改定があり、配属されて早々に多くの介護サービス事業者からの問い合わせへの対応に追われました。県庁での業務を通じて、事務の正確性や職務に対する専門性が重要であることを再認識しています。

県庁での経験や様々な人との出会いは、全ての事が貴重な経験であり、自分自身の貴重な財産になると信じています。このような貴重な機会を与えてくださった方々に感謝し、もっと多くの経験が得られるよう今後も精一杯頑張りたいと思います。



中部横断自動車道用地事務所
第一担当

望月 一臣

(南部町)

今年4月より、南部町から山梨県中部横断自動車道用地事務所にて研修に来まして早5ヶ月が経とうとしております。始めは慣れない環境と新しい仕事で不安と戸惑いもありましたが、周囲の皆様のご指導、ご助言を頂きながら徐々にではありますが慣れようとしております。

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において、静岡市と佐久市を結ぶ延長約136kmの高速道路で、現在、「双葉JTC～増穂IC」間が供用開始されております。完成すれば、太平洋と日本海を4時間で移動することが可能になり、新たな道路ネットワークとして期待されます。

私が所属する用地第一担当は、中部横断自動車道の中で、中日本高速道路株式会社が施工する有料道路区間である「増穂IC～六郷IC」と「富沢IC～山梨県境」間の用地事務を担当しております。

この間は、平成29年度までの開通に向けて事業が進められており、私たちの用地事務については、来年度までの用地取得を目指しています。今年度は、県の「チャレンジミッション '09」での目標である用地取得率80%以上に向けて一生懸命頑張っているところです。

これからも研修を通じてより多くのことを学んでいきたいと思っております。そして、県民の悲願である中部横断自動車道建設という仕事を担えた事を誇りに持ち、町に戻りまして貴重な経験が生かせるよう頑張ってお参りたいと思っております。今後ともよろしくお願致します。

ブロードバンドの整備と 今後の課題について

山梨県企画部情報政策課
情報企画担当

課長補佐 渡邊 雅人

はじめに

ブロードバンド、直訳すると「広帯域幅」ですが、一般的には高速なインターネット回線のことを言います。「高速」の定義は、「音楽等のデータをスムーズにダウンロードできる通信速度」とされており、おおむね1Mbps^{※1}以上のインターネット接続サービスをブロードバンドの目安にしています。ブロードバンドによるインターネット接続サービスが提供されていない世帯のある地域をブロードバンド・ゼロ地域といます。

2 ブロードバンド整備の 推進

ブロードバンド整備の推進は、「IT基本戦略」（平成12（2000）年11月）や高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年12月）から始まりました。この当時のブロードバンド整備の基本的な考え方は、原則として民間主導であり、公正な競争の促進、規制の見直し等が施策の中心となっていました。

現在のブロードバンドの整備目標は、「次世代ブ

ロードバンド戦略2010」（平成18（2006）年8月）等において、平成22（2010）年度までに、①「ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」、②「超高速ブロードバンド（30Mbps以上の通信速度）の世帯カバー率を90%以上とする」とされています。基本的な考え方としては、①ブロードバンド整備における原則は民間主導原則を維持しつつ、②条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備は、関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備、自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備を進めるとしています。

当初は公正な競争の促進、規制緩和等により進められてきたブロードバンド整備は、条件不利地域等では民間主導による整備に限界があるため、最近では、公設民営による整備等について、地方公共団体への支援策が拡充されてきました。

また、情報通信技術の進展を踏まえて、3・5世代携帯電話^{※2}の無線によるデータ通信（以下「3・5世代携帯」という）や衛星ブロードバンド^{※3}も、各地方公共団体の判断によりブロードバンドとして取り扱うことが可能となりました（「デジタル・ディバイド解消戦略」平成20（2008）年6月 総務省）。

3 本県のブロードバンド・ゼロ 地域の状況等

ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた具体的な取組みの一つとして、平成22（2010）年度へ向けたブロードバンド整備の目標（ロードマップ）を、各都道府県が中心になって策定しています。

本県では、関係市町村、電気通信事業者等と協議しながら、平成18（2006）年度にロードマップを公表しました。その後、毎年度末に更新を行い、現在は、ロードマップVer.3となっています（図表参照）。

平成20（2008）年度末現在のブロードバンド・ゼロ地域は13市町村32地区であり、ブロードバンド・ゼロ地域の世帯数は約5,000世帯、ブロードバンド世帯カバー率は98.5%となっています。

こうした状況の中で、国では、本年度第一次補正予算で、ブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）を433億円計上し（当初予算の約5.5倍）、地方負担分についてもその9割程度を地域活性化・公共投資臨時交付金で措置することとしました。

4 今後の課題

以上のことから、本県では、平成22(2010)年度までにブロードバンド・ゼロ地域は解消される見込みとなっていますが、新聞等で報道されているように、日本のブロードバンド環境は、いまや世界一の水準となっています。

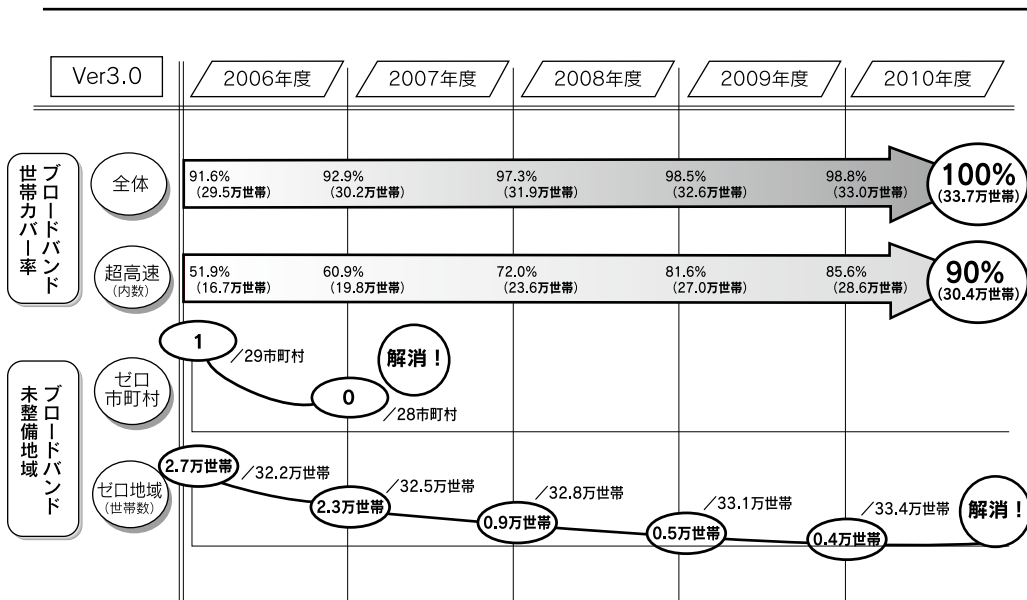
このような状況の中で、インフラの整備から利活用へ、さらに情報通信技術による社会課題の解決へと、情報通信施策の重点課題が変化しています。

基盤整備の時代は、情報管理を所管する部署が中心となつて対応してきましたが、情報通信技術の利活用や情報通信技術による社会課題の解決

ブロードバンド・ゼロ地域を抱える各市町村では、補正予算の活用を検討し、その結果、増穂町、富士河口湖町、鳴沢村で光ファイバの公的整備を進めることになっています。このように補助事業を活用して、ブロードバンド基盤の整備を進めるところがある一方、民間主導による対応とし、前述の3・5世代携帯でブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るところもあります。

本県では、平成19(2007)年度以降、携帯電話不感地域の解消に取り組んできましたが、平成22(2010)年度までには携帯電話不感地域が解消されるため、多くの市町村は3・5世代携帯によつてブロードバンド・ゼロ地域が解消される状況となっています。携帯電話の無線によるデータ通信は、高速化が進められており、近い将来、現在の光ファイバと同程度の速度(100Mbps)の通信が可能となります。

2010年度へ向けたブロードバンド整備の目標【工程表】 (山梨県)



・世帯数は前年度末のもの
 ・2009年度末世帯数については、2004年度末から2007年度末までの住民基本台帳に基づく世帯数について回帰分析を行った際の2008年度末の世帯数の推計値。
 ・2010年度末世帯数については、2004年度末から2007年度末までの住民基本台帳に基づく世帯数について回帰分析を行った際の2009年度末の世帯数の推計値。

※1 bps

bits per secondの略。データの転送速度の単位。1秒間に転送できるビット数(1ビットは0又は1を表せる単位。半角英数字は1文字8ビット、全角の漢字などは1文字16ビットで表しています)。1Mビットは100万ビット、1kビットは1000ビットで、1Mbpsは1秒間に100万ビットを、1kbpsは1秒間に1000ビットを転送できる速度を表している

※2 3.5世代携帯電話の無線による通信

携帯電話の無線通信を使った高速データ通信サービスのこと。携帯電話の通信は、第1世代がアナログ通信、第2世代が独自規格によるデジタル通信、第3世代が標

準規格によるデジタル通信、3.5世代は第3世代のデジタル通信を高速化したもので、現在のサービスは最大7.2Mbpsの通信が可能

※3 衛星ブロードバンド

通信衛星を利用したインターネット接続サービスのこと

※4 ユビキタスタウン構想推進事業

地域の医療、福祉、防災、産業、観光などの様々な分野において、ICTの利活用により、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化を実現するため、地方公共団体におけるICTの導入に係る一連の取組を支援する事業

は、地方公共団体全体で進めていく必要があります。このような対応を必要とする補助事業として、平成21年度第一次補正で「ユビキタスタウン構想推進事業」が打ち出されました。この事業は、これまで以上に、すべての部署が情報管理を所管する部署と連携を密にして対応しないと、事業の組

立ができないものとなっております。「ユビキタスタウン構想推進事業」が継続されるかどうかはわかりませんが、今後、地方公共団体としては「情報通信技術による社会課題の解決」を常に念頭においておくことがますます重要になっていくと考えています。

市町村 振興協会たより

長期貸付事業について

本協会では平成4年度から市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金を原資として、市町村（一部事務組合を含む）の個性豊かで活力に満ちた地域づくりや防災機能強化のための基盤整備事業などへの低利な貸付事業を実施しており、その貸付残高は平成20年度末で約80億円となっております。（図1）

この間、市町村の財政状況等踏まえ、利率については政府資金の貸付利率以下の率に設定するとともに、12年以内償還（うち据置期間2年以内）のみであった償還期間も、5年以内償還（うち据置期間1年以内）と15年以内償還（うち据置期間3年以内）を加え、償還期間の多様化を図るなど貸付条件の見直しを行って参りました。（図2）

貸付額については、毎年度市町村のニーズを踏まえ貸付予定枠を確保しておりますが、本年度は、現下の極めて厳しい財政状況等踏まえ、貸付予定枠を過去最高額の20億円（昨年度13億円）として、実施することとしておりますので、長期貸付事業のご活用をお願いします。

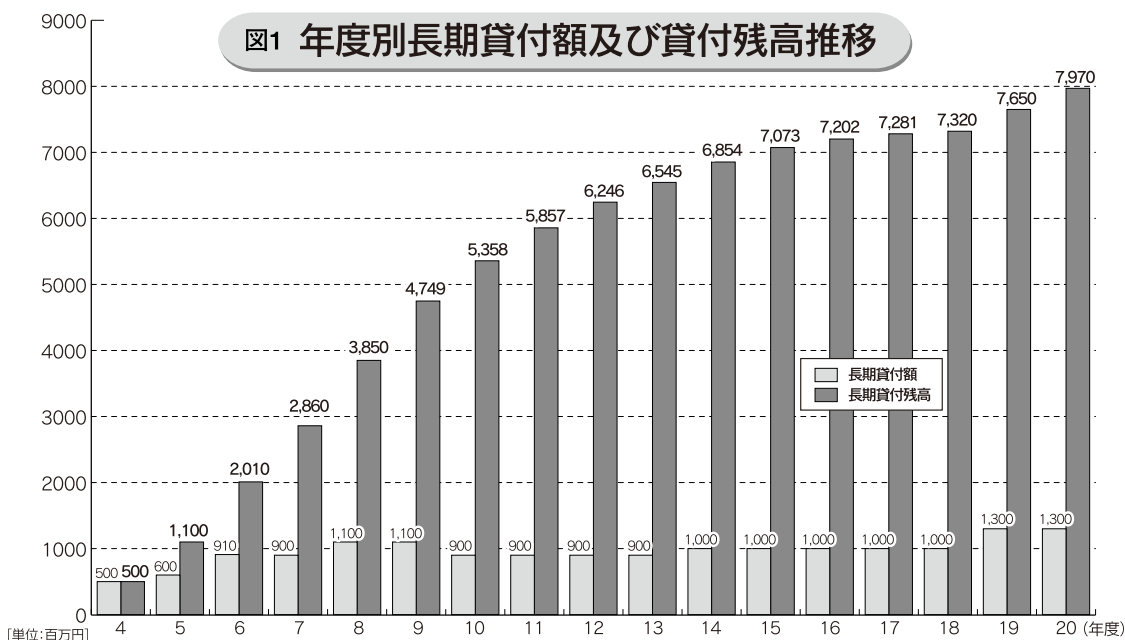


図2 貸付利率等について

貸付条件	貸付対象	貸付利率※	償還期間	償還方法
長期貸付	一般単独事業 災害復旧関係	年0.3%	5年以内 うち据置期間 1年以内	半年賦元金均等償還
		年0.9%	12年以内 うち据置期間 2年以内	
		年1.1%	15年以内 うち据置期間 3年以内	

※・貸付利率は平成20年度の利率
貸付利率＝政府資金の貸付利率の利率以下の率で理事長が定める

問い合わせ（財）山梨県市町村振興協会 TEL 055-237-3153 FAX 055-237-5788

はっらっ!!

市町村職員

甲斐市役所

武田 有未 さん

Yuumi Takeda



AFTER NOTES

編集後記

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会委員名簿

役職名	団体名	職名	氏名
委員長	大月市	企画財政課主任	杉本 孝文
副委員長	南部町	企画課主任	林 洋一
委員	甲斐市	企画課副主幹	石合 雅史
	笛吹市	経営企画課主任	武川 由比
	北杜市	政策秘書課主査	山田 真二
	上野原市	企画課副主査	橋本 豊
	増穂町	企画秘書室副主査	小林 喜文
	昭和町	総務課主査係長	伊藤 直樹
	忍野村	企画課主事	後藤 聡
	山中湖村	総務課主任	樺浦 北斗
	山梨県	市町村課課長補佐	松本 正一
	山梨県市長会	総務課主事	金丸 太一
山梨県町村会	総務課主事	石原 弘崇	

今号から初めて編集作業を担当したため不慣れなところが多々有り、編集委員の皆さんや執筆者の方々には、ご迷惑をおかけいたしました。多大なご協力をいただき無事発刊することができました。誠にありがとうございました。

今後ともより良い情報誌となるよう努めていきたいと思っておりますので、皆様からのご意見ご要望等お寄せいただけますようお願いいたします。

なお、これまで連載していた合併コーナーは、誠に勝手ながら県市町村課の都合により、休載させていただきます。

私は、平成21年4月に採用され、総務部総務課に配属されました。

担当は、電話の取り次ぎ業務や国際交流事業、自治会、選挙事務などに携わっています。最初は、電話が鳴るたびに緊張して、どこの課に取り次いたらよいか分からず、先輩方に指導を仰いでいました。徐々に市役所の業務が理解できるようになりましたが、いまだに分からないことも多く、勉強の日々です。

また、防災行政無線での市内一斉放送では、初めのうちは大きな声で早口になり、市民の皆さまには怒鳴っているかのように聞こえたかもしれませんが、先日市民の方から「よくなってきたよ」と声をかけて頂きました。これからも多くの経験を重ね、信頼される市役所職員として成長していきたいと思っております。

総務課が取り扱う業務の幅は広く戸惑う事ばかりですが、色々な経験をさせて頂き視野を広く持てることを嬉しく思います。これからも、市民の立場に立って考えることを心掛け、甲斐市の未来のために努力していきたいと思っております。



平成21年9月28日(月)から、1等前後賞合わせて2億円が当たるオータムジャンボ宝くじが発売されます。

この宝くじの収益金は全額市町村へ交付され、各市町村が行う図書館運営の充実などの文化振興事業や、ごみリサイクルなどの環境事業、また少子高齢化事業など、地域住民の福祉向上のために使われます。

秋といえば中秋の名月。そしてなんととってもオータムジャンボ宝くじ!

さわやかな秋の夜空に黄金色の月が浮かぶように、あなたの元にも“ジャンボなツキ”が届くかも?!